

令和4年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第49号「財産の取得について」
(2) 議案第54号「鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について」 } 1

◎ 所管事項説明

- (1) 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び
「みえ元気プラン（仮称）概要案」について 7
(2) 「令和3年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」
における県有施設の見直しについて（関係分） 15
(3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」
5年後の達成目標について 17
(4) 道路・河川DX中期計画について 43
(5) 三重県二級水系流域治水プロジェクトについて 63
(6) 建設業の担い手確保について 74
(7) 令和3年度包括外部監査結果に対する対応方針について 93
(8) 審議会等の審議状況について 98

令和4年3月16日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業について

1 議案

- (1) 議案第49号「財産の取得について」
- (2) 議案第54号「鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について」

2 概要

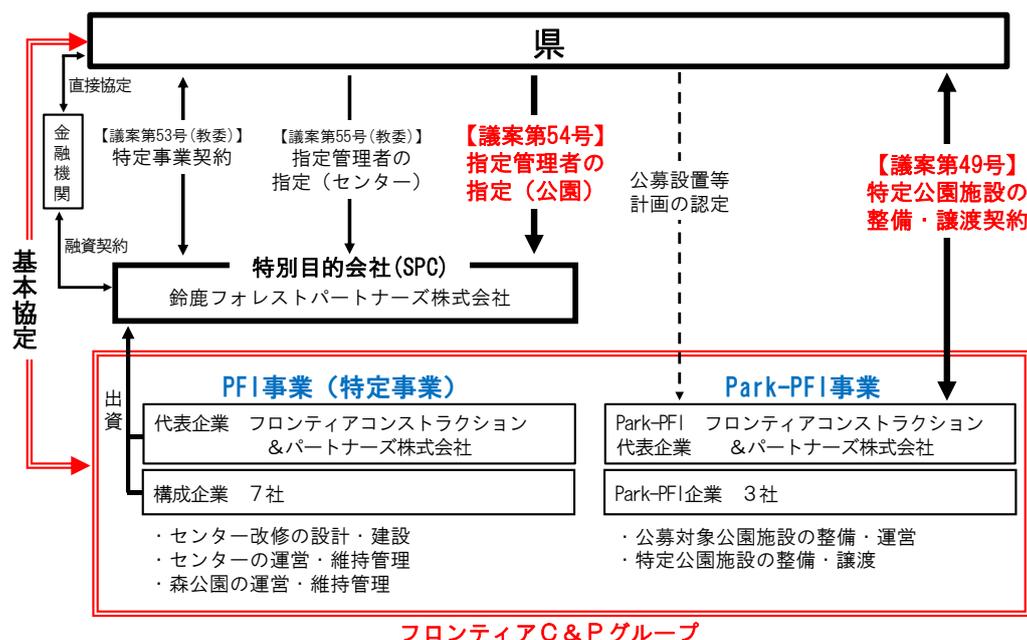
鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）と鈴鹿青少年の森（以下「森公園」という。）の整備運営事業については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）に基づき、センターの改修及び指定管理業務並びに森公園の指定管理業務を実施する事業（以下「PFI事業」という。）と、都市公園法に基づく公募設置管理制度（以下「Park-PFI」という。）を活用した、公園施設の建設及び設置管理を行う事業（以下「Park-PFI事業」という。）を併用して実施します。

当事業にかかる事業者を選定するため、外部の学識経験者による特定事業実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、総合評価一般競争入札による事業者選定を行い、「フロンティアC&Pグループ」を落札者として決定しました。

議案第54号は、三重県都市公園条例第14条の7の2の規定に基づき、PFI事業実施のために落札者が設立した特別目的会社（以下、「SPC」という。）である「鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社」を森公園の指定管理者として指定するものです。

また、議案第49号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、事業者がPark-PFIで森公園に整備する特定公園施設を取得するための整備・譲渡契約について、Park-PFI代表企業である「フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社」と締結するものです。

※別紙1「平面図」参照



フロンティアC&Pグループ

図：事業スキーム概要

3 落札者の概要

落札者：フロンティアC&Pグループ

PFI事業（特定事業）		Park-PFI事業	
代表企業	フロンティアコンストラクション &パートナーズ株式会社	Park-PFI 代表企業	フロンティアコンストラクション &パートナーズ株式会社
構成企業	株式会社環境デザイン研究所 西松建設株式会社中部支店 株式会社杉本組 株式会社R. project 公益財団法人名古屋YMCA 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社 近藤緑化株式会社	Park-PFI 企業	株式会社環境デザイン研究所 西松建設株式会社中部支店 株式会社杉本組

図：落札した事業者の構成

4 指定管理者の指定について（議案第54号）

(1) 施設の名称

施設名称 鈴鹿青少年の森

(2) 指定管理者となる法人等の名称等

所在地 鈴鹿市矢橋一丁目 23-4

名称 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

代表者 代表取締役 益田 直樹

(3) 指定の期間

令和5年2月1日から令和5年3月31日まで（ロードサイドエリア）

令和5年4月1日から令和23年3月31日まで（公園全体）

5 審査の経過及び選定の結果

(1) 募集の方法

総合評価一般競争入札

(2) 入札参加申請の状況

募集期間 令和3年8月20日から令和3年11月15日まで

応募者 3団体

- ・フロンティアC&Pグループ
- ・鈴鹿ユースグループ
- ・FUNATANIGRUPPグループ

(3) 選定委員会の構成

選定委員（8名・敬称略）

委員長	横山 幸司	（滋賀大学 教授）
委員長代理	加納 白一	（中部PFI/PPP研究会 理事・事務局長）
委員	板谷 明美	（三重大学大学院 准教授）
委員	佐野 仁美	（鈴鹿市立飯野小学校 校長）
委員	白木原 香織	（鈴鹿工業高等専門学校 准教授）
委員	田端 千夏子	（三重大学大学院 准教授）
委員	山崎 智博	（公認会計士）
委員	山本 幹	（日本ボーイスカウト三重連盟 理事長）

(4) 選定委員会の開催状況及び審議内容

- 7月12日 第1回選定委員会開催
※実施方針等（公表済み資料）の確認や落札者決定基準（審査基準、評価項目および配点表等）を審議
- 8月20日 入札公告
- 10月27日 第2回選定委員会開催
※両施設の現地視察および提案書の審査方法を審議
- 12月 3日 第3回選定委員会開催
※企画提案書や各種図面をもとに提案に対する意見交換を実施
- 12月17日 第4回選定委員会開催および開札
※提案資料の審査および事業者へのヒアリングを実施

(5) 審査基準および配点表

項目	配点
性能評価点	750点
ア 事業計画に関する事項	180点
イ 設計・建設に関する事項	180点
ウ センターの運営・維持管理業務に関する事項	140点
エ 森公園の運営・維持管理業務に関する事項	140点
オ 公募対象公園施設等に関する事項	110点
価格評価点	250点
総合評価点	1000点

(6) 審査結果

選定委員会における審査結果を踏まえ、第一順位となったフロンティアC&Pグループを落札者として決定しました。

- ・フロンティアC&Pグループ（評価点 583.82点／1,000点）
- ・鈴鹿ユースグループ（評価点 562.73点／1,000点）
- ・FUNATANIグループ（評価点 553.41点／1,000点）

6 期待される効果

(1) 質の良い公共サービスの提供

民間の経営ノウハウを発揮した運営・維持管理を行うことにより、快適・安全・良質なサービスを利用者に提供されることが期待できます。

(2) 総事業費の削減

落札者の提案内容から算出した VFM は、従来手法と比べ 10.7%の削減が見込まれます。

県が自ら実施する場合 (従来手法)	PFI 事業として実施 する場合	VFM
100.0%	89.3%	10.7%

※VFM (バリュー・フォー・マネー)

支払い (マネー) に対して最も価値の高いサービス (バリュー) を提供するという考え方で、従来の手法で設計・施工、管理・運営を行う場合と比べ、PFI の手法が総事業費を削減できるかを示す割合。

(3) 成果目標 (年間施設利用者数)

落札者の提案において、以下のとおり利用者数の増加を見込んでおり、にぎわいの創出が期待されます。

現行	令和 5 年度	令和 9 年度	令和 14 年度	令和 19 年度	令和 22 年度
280,000 人	350,000 人	400,000 人	500,000 人	550,000 人	600,000 人

※県が示した要求水準 295,000 人に対し、事業者が提案した成果目標

7 財産の取得について（議案第 49 号）

（1）取得する財産の概要

所在地 鈴鹿市住吉町字中大谷 6757 番 1

種目及び数量

「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業」で事業者が整備する特定公園施設 1 式（駐車場、屋外トイレ、緑地・広場等）

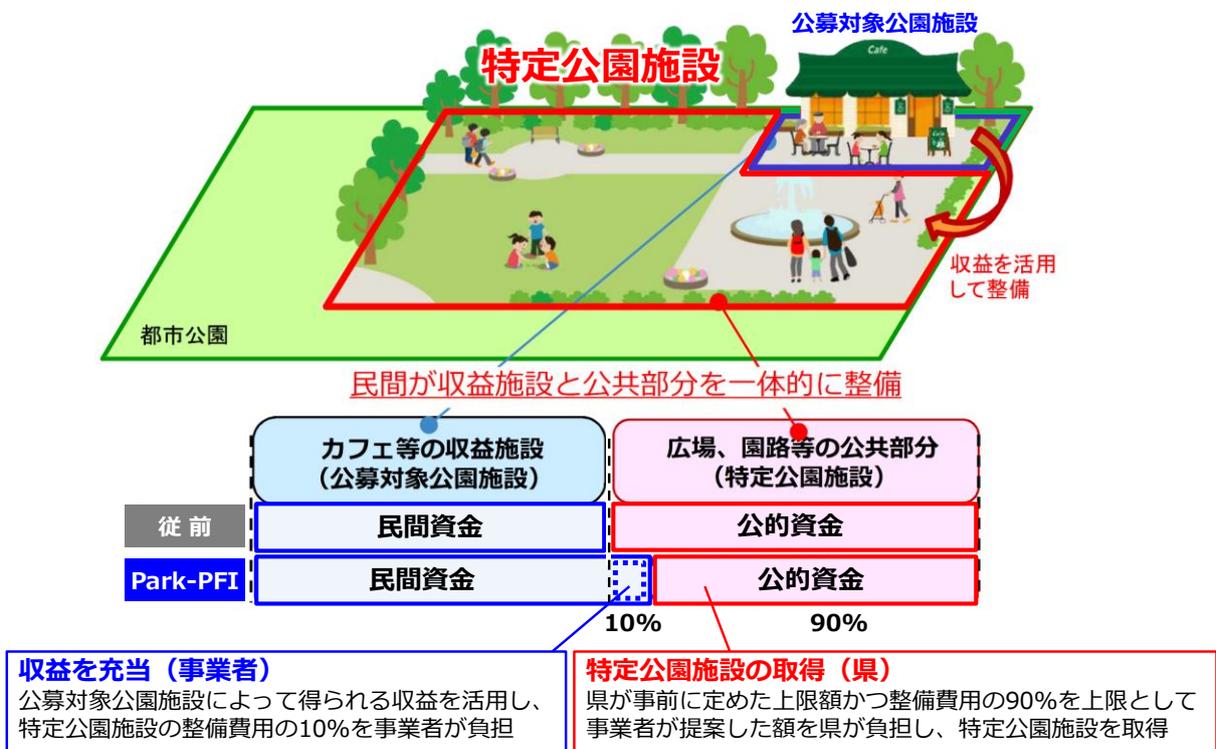
金額 99,891,000 円

（2）契約の相手方

所在地 東京都港区芝五丁目 33 番 1 号

名称 フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社

代表者 代表取締役 松村 力



国土交通省資料を加工

図：Park-PFIによる公園整備のイメージ

8 今後の予定

令和4年3月 事業契約書の締結（事業期間 県議会の議決日～令和23年3月）

事業概要（イメージ図等）の公表

令和5年2月 リニューアルオープン（第1期：ロードサイドエリア）

および事業者による公園一部施設の指定管理開始

令和5年4月 事業者による公園全体の指定管理開始

令和6年4月 リニューアルオープン（第2期：センター）

平面図

至 鈴鹿市街



【議案第54号】

指定管理者：鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

指定の期間：令和5年2月1日

～ 令和5年3月31日（ロードサイドエリア）

令和5年4月1日

～ 令和23年3月31日（公園全体）

鈴鹿青少年の森（指定管理者の指定・PF事業）

※スタジアムを除く

ロードサイドエリア（Park-PFIによる公園整備）

【議案第49号】

財産の取得：特定公園施設1式（駐車場、屋外トイレ、緑地・広場等）

契約の相手方：フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社

契約の金額：99,891,000円（整備に要する費用の90%を上限として県が負担）

至 国道23号

至 鈴鹿市街

◎所管事項

(1) 「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)概要案」及び「みえ元気プラン(仮称)概要案」について

みえ元気プラン(仮称)

《概要案》

県土整備部主担当分抜粋

(施策)

施策1-3 災害に強い県土づくり

施策10-1 道路・港湾整備の推進

施策10-3 安全で快適な住まいまちづくり

(行政運営)

行政運営7 公共事業推進の支援

施策1-3 災害に強い県土づくり

2026年を見据えた現状と課題

- 三重県において大きな被害をもたらした紀伊半島大水害をはじめ、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。これらの防災・減災対策の必要性は依然として高く、さらなる推進が求められています。
- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害から県民の生命・財産・暮らしを守るため、河川管理者が主体となっていく治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域としてとらえ、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を本格的に展開することが必要です。また、気候変動による降雨量の増加をふまえた河川計画の見直しや生態系を活用したグリーンインフラの展開が求められています。
- 豪雨等によるがけ崩れや土石流など土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設の整備を進めています。特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所を保全対象としている箇所の整備が求められています。一方で、令和3(2021)年7月に静岡県熱海市において違法な盛土に起因する土砂災害が発生したことから、盛土による災害を防止する対策が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化や法面の防災対策を重点的に進めてきました。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り組むことが求められています。

取組方向

- 河川整備に加え、流域の市町などが実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導等、都道府県や民間企業等が実施する利水ダムの事前放流等、治水対策の全体像について「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を進めます。また、気候変動を考慮した河川整備計画等の見直しやグリーンインフラによる雨水貯留・浸透に取り組みます。
- 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や適切な維持管理等と併せて、警戒避難体制の整備に取り組みます。違法な盛土の対応として砂防指定地等における違反行為への行政指導や住民からの通報対応等を強化します。

- 高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防の耐震化、粘り強い構造とする施設整備、計画的な老朽化対策等に取り組みます。また、ソフト対策として高潮浸水想定区域の指定に取り組みます。
- 治山施設の効果的な整備や計画的な老朽化対策に取り組むとともに、公益的機能が低下した保安林の整備を進めます。
- 災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の計画的な耐震対策や法面・盛土の土砂災害対策、渡河部の橋梁の流失防止対策に取り組みます。また、大規模災害への備えとして、河川監視カメラ・水位計等の配備拡充、災害コントロールルームの高度化や排水ポンプ車の配備、現場で実動訓練を重ねる等、インフラ危機管理体制の強化に取り組みます。

施策 10-1 道路・港湾整備の推進

2026 年を見据えた現状と課題

- 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の開通をはじめ、多くの幹線道路等の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなど整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震等への備えなど多くの課題があります。引き続き幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を推進していく必要があります。
- コロナ時代の社会変容に対応し、インフラの新たな価値観を創造しつつ、豊かで活力のある地方創生の実現のため、道路空間の再編による賑わいの創出や観光の復興に向けた道路整備により、ポストコロナを見据えた地域づくりを推進する必要があります。
- 通学児童等の安全確保が全国的な課題となっている中、歩行者等の安全・安心を確保するための取組を一層進めていく必要があります。また、道路を安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化が進行する橋梁等道路施設について、着実に修繕を進めるとともに、剥離が進行する路面標示については、一定の水準の確保・定常化を図る必要があります。さらに、平常時・災害時を含めた道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICTやAIの活用を進めていく必要があります。
- 県管理港湾は、老朽化した施設について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の維持管理を行ってきました。しかしながら、建設後 50 年を経過する施設が今後、急速に増加することから、老朽化対策が喫緊の課題となっています。このため、引き続き、施設の適切な維持管理と老朽化対策が必要です。また、港湾は大規模地震発生時に防災上の拠点となることから、緊急物資輸送ルート機能を確保する取組を進める必要があります。さらに、港湾の背後地に集積する企業等とも連携し、港湾の脱炭素化に向けた取組を進める必要があります。加えて、地域産品の輸送や、観光・レジャーを通じた交流人口の拡大など、地域が元気になる取組を支援する必要があります。

取組方向

- リニア三重県駅の開業も見据え、地域の経済活動や国内外からの集客・交流等を支えるとともに、地域のさらなる安全・安心の向上をめざし、県土の南北軸となる東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線等の延伸・強化、東西軸となる鈴鹿亀山道路等の整備を推進します。また、新たな幹線道路ネットワークの構築をめざし、名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。
- 高規格道路等の主要幹線を補完し地域間交流を促進する道路ネットワークの強化や、第二次緊急輸送道路等の整備、観光復興に向けたアクセス道路の整備、生活道路で車両のすれ違いが困難な未改良区間の解消など、着実な県管理道路の整備を進めます。
- 駅周辺地域における道路空間の再編など、賑わいの創出や公共交通の利便性の向上を社会実験も含めて進めます。

- 通学児童など歩行者等の安全確保を図るため、関係者と連携しながらスピード感を持って交通安全対策を進めます。また、橋梁等道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、計画的な点検、着実な修繕を進めるとともに、剥離が進行する路面標示については、一定の水準の確保・定常化を図ります。さらに、道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICTやAIを活用したモニタリング体制の拡充や点検の高度化などを進めます。
- 地域の人流・物流ネットワークの拠点としての港湾機能を維持し、県民生活と産業活動を支えるとともに、大規模災害発生時において、緊急物資等の海上輸送機能を確保します。このため、老朽化が進む岸壁等の港湾施設の更新・修繕や岸壁・臨港道路橋梁の耐震対策に取り組みます。
また、カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を進めるとともに、地域の港湾利活用プロジェクトの支援に取り組みます。

※カーボンニュートラルポートとは脱炭素に配慮した港湾機能の高度化を通じて、港湾における温室効果ガスの排出を全体としてゼロにした港湾

施策 10-3 安全で快適な住まいまちづくり

2026 年を見据えた現状と課題

- 人口減少や市街地の拡散により、低密度な市街地が形成される状況となっており、地域活力の低下や生活サービスの維持が困難になることが懸念されています。このため、効率的で利便性が高い持続可能なまちづくりを進める必要があります。また、激甚化・頻発化する豪雨や南海トラフ地震等の大規模自然災害による被害を低減し、県民が安心して住み続けられるまちづくりを進める必要があります。
- 令和2年度策定の都市計画区域マスタープランに基づき都市基盤の整備を進めていますが、通学路の安全対策に向けた街路の歩道整備や、ポストコロナを見据え、交流人口の拡大に向けた新たな賑わいを創出するための公園整備を進めていくことが必要です。また、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進める必要があります。
- 安全・安心な建築物、宅地の確保を図るため、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可、指導等を適確に行う必要があります。また、南海トラフ地震の発生が危惧されることから、住宅・建築物の耐震化の取組を進め、地震災害に対するまちの安全性を確保する必要があります。
- 周辺の住環境に悪影響を及ぼす空き家の増加は大きな社会問題となっており、空き家の適正管理等の啓発や空き家の利活用、危険空き家の除却などへの支援が必要です。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の増加が見込まれることから、受け皿となる県営住宅の計画的な改修のほか、民間賃貸住宅の確保や支援体制の充実を図る必要があります。さらに、2050 年カーボンニュートラルの実現のため、住宅分野においても一層省エネルギー対策を進める必要があります。

取組方向

- 都市機能(医療・福祉・商業施設)の市街地中心部等への誘導や、居住機能の公共交通沿線地域等への誘導を図るため、市町の立地適正化計画策定を支援することにより、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを促進します。また、緊急輸送道路における電線類の地中化等のハード対策、土地利用規制・誘導等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施します。
- 通学路の安全対策を図るため、街路の歩道整備に取り組むとともに、広域的な集客力を強化し観光誘客を促進するため、ワーケーション^{※1}の推進に必要な公園整備や、多様なニーズに対応するための官民連携による Park-PFI 手法などを活用した公園整備を進めます。また、景観に配慮した建築物や公共施設等の整備を支援します。
- 新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底により建築基準法の遵守を促すとともに、都市計画法に基づき適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地の確保に取り組めます。また、住宅・建築物の所有者への耐震化の働きかけや、耐震診断、補強設計、耐震改修、除却への補助を行うとともに、低コストの住宅耐震改修工法の普及を図ります。

- 空き家を活用した地方移住、二地域居住^{※2}、ワーケーション^{※1}などの取組や危険空き家の除却を支援するほか、セミナーや相談会の開催等を通じて、空き家の適正管理等について啓発します。また、県営住宅の外壁改修や屋上防水改修、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内改修を進めるとともに、福祉部局や居住支援団体等と連携した住宅確保要配慮者への居住支援体制の充実を図ります。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅やゼロエネルギー住宅(ZEH)^{※3}等の普及啓発に加え、今後導入が見込まれる新築住宅の省エネルギー基準適合の義務化への対応や既存住宅の省エネルギー改修への支援を行います。

※1 ワーケーション:「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。

※2 二地域居住:都市住民が農山漁村などの地域に同時に生活拠点を持つ居住形態。

※3 ゼロエネルギー住宅(ZEH):高断熱化と高効率設備によって、大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電や蓄電池などを利用して、年間エネルギーの消費量を収支ゼロにする住宅。

行政運営 7 公共事業推進の支援

2026 年を見据えた現状と課題

- 公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における調査審議により公共事業の適正化に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組む必要があります。
- 入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議をふまえ、制度の改善、適正な運用に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- 建設業は災害対応等、「地域の守り手」として、県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っていますが、人口減少・高齢化の流れが加速する中、未来に存続していくには、担い手の確保が急務となっています。このため、新・担い手3法をふまえ策定された「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、働き方改革の推進や生産性の向上などの取組を進めてきました。引き続き、これらの取組を一層推進していく必要があります。
- 建設業者が安心して事業を営むことができるよう、建設工事等の受注者への不当要求等の防止については、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を令和3(2021)年に設立し、体制の強化を図っています。引き続き、建設工事等の受注者への不当要求等を排除し、建設工事等の適正な履行を確保するために、建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に取り組む必要があります。

取組方向

- 「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した事業の評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組みます。
- 「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共事業の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。
- 建設業が未来に存続していけるよう、担い手確保に向けた建設業の魅力発信、働き方改革の推進のための週休二日制工事の拡大、生産性向上のための施工時期の平準化およびICTの活用拡大などの取組を推進します。また、これら各種取組の拡大を市町へ要請します。
- 「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、関係機関等と連携して、建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に取り組みます。

(2)「令和3年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて(関係分)

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しを行うとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組みます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
19	北勢中央公園 ＜指定管理＞	<p>整備計画の見直し及び未利用地の利活用検討</p> <p>当該施設は、四日市市・いなべ市・菟野町にまたがる都市公園であり、平成5年から順次供用を開始している。現在、整備途中であるが、利用状況からみて施設の規模や機能が現状で概ね足りていると考えられること、完成に向けては多額の事業費を投入する必要があることなどから、整備計画の見直し及び買収済み公園用地の利活用について、関係市町と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理 <ul style="list-style-type: none"> ・野球場サブグラウンド(1面)やテニスコートの増設(4面)、新たなエリアの整備を休止すること ・現在整備中のエリアはこのまま整備を進め完成させること ・用地買収については買取請求に応じ買収を完了させること ・未利用地については、当該公園の設置目的の一つでもある「良好な自然環境の保全を図る」ため、修景施設(主に樹林地)として利用していくこと ○上記方針について関係市町(四日市市、いなべ市、菟野町)に説明 ○上記方針に基づき取組を実施 ○コロナ禍の中、公園利用者が効果的に運動できるよう健康遊具を設置した(みんつく予算) <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用地買収を早期に完了させるため、地権者と協議を進める ○公園施設を適正に維持管理するため、管理用通路(園路)等の整備を進める ○未利用地の利活用については、引き続き検討を継続 	県土整備部
20	熊野灘臨海公園 ＜指定管理＞	<p>用途変更(維持修繕計画の見直し)</p> <p>当該施設は、広域的なレクリエーション需要を充足することを目的とした都市公園であり、昭和53年から順次供用を開始している。施設の利用状況に変化がみられることなどから、利用者のニーズや地域の集客施設への影響なども勘案し、施設の維持修繕計画の見直しについて関係市町等と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む当該公園の各種施設の今後のあり方(継続・廃止・用途変更など)を県、町、施設管理者等と検討に着手していくこと ・上記あり方についての検討結果を踏まえ、各公園施設のより具体的な維持修繕の方針を取りまとめること ○平成30年度は、関係者(三重県、紀北町、指定管理者)による「熊野灘臨海公園のあり方に関する検討会」を4回開催し、公園施設の今後の必要性や取組の優先順位等を検討 ○令和元年度は、平成30年から老朽化により営業を休止しているプールの取扱い(修繕、規模縮小、別施設への用途変更等)を含めた公園の利用促進方策等について、地域振興、観光振興など幅広い視点から検討を行うため、関係者(三重県、紀北町、指定管理者、東紀州振興公社、紀北町観光協会)からなる「熊野灘臨海公園の利用促進検討会」を3回開催し、下記の方針を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・既存プールは廃止し、新たな集客・誘客施設として規模を縮小したうえで海水浴場に隣接したプールを再整備 ・プール跡地は大規模地震発生時における公園利用者の避難地として活用できる高台広場として整備 ○プールの再整備計画等を踏まえた具体的な維持修繕計画を策定 ○令和2年度は、プール施設の詳細設計を実施。また、公園施設を活用したワーケーションを推進するため、老朽化したコテージの改修設計およびコテージへの通信環境(Wi-Fi)を整備 ○令和3年度は、老朽化したコテージの改修工事が完了したほか、プール予定地の造成工事に着手 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度に策定した維持修繕計画に基づき、公園施設の適正な維持管理を進めていく ○プールについては令和5年夏まで、高台広場は令和8年度中の完成をめざす 	県土整備部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
21	鈴鹿青少年の森 〈指定管理〉	<p>民間活力の導入(PPP/PFIなど)</p> <p>当該施設は、次世代を担う青少年が自然の中でスポーツや野外活動に親しみ、心身を鍛錬し豊かな人間性を養う場とするため、明治100年を記念して整備に着手し、昭和47年までに整備をすべて完了し、以来、全面供用している。</p> <p>平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用し、利用者数も順調に増加しているところであるが、鈴鹿サーキットや交通量が多い道路に隣接するなど、好立地にあること、隣接する県有施設(鈴鹿青少年センター)においても、施設見直しの検討が進められていることなどから、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.11 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、教育委員会とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取 ・R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を教育委員会と連携しながら実施 ・R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取 ・R2.9 民間事業者のコロナ禍の影響や投資意欲についてヒアリングを実施 ・R2.10 公募型設置管理許可制度(Park-PFI)により駐車場や飲食施設(民間提案)などを整備する方針を決定 ・R3.2 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業者の公募準備を開始(アドバイザー業務契約締結) ・R3.4 PFI法第15条に基づき「実施方針策定見直し」を公表、民間事業者への参加意欲及び事業全般に対する意見を聴取 ・R3.6 条例改正および債務負担行為設定の議案を可決(6月定例会議) ・R3.6 PFI法第5条に基づき「実施方針および要求水準書(案)」の公表 ・R3.8 入札公告(総合評価一般競争入札) ・R4.1 落札決定 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> R4.3 事業契約 R5.2 リニューアルオープン(公園) <p>(以下参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> R6.4 リニューアルオープン(青少年センター) <p>—参考— <サッカースタジアム建設について></p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> R2.1.29 「鈴鹿青少年の森」敷地内へのサッカースタジアム建設に係る知事要望(鈴鹿市、鈴鹿市サッカー協会、(株)アンリミテッド) R2.10.28 「鈴鹿青少年の森」敷地内へのサッカースタジアム建設に係る知事への協力依頼(鈴鹿市、(株)アンリミテッド)および報道発表 R3.6.29 鈴鹿市に対し、都市公園法第5条の規定によるスタジアムの設置管理を許可 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5.2 スタジアム完成(予定) 	県土整備部



(3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

5年後の達成目標

Ver.2

<令和3年度～令和7年度>

三重県 県土整備部

令和3年5月策定
令和4年3月改定

目次

1. はじめに	1
2. 国土強靱化予算と達成目標	2
3. 5年後の達成目標一覧	3
4. 各対策メニューの概要と目標	5
5. その他の対策メニュー	23
6. 対策の完了時期<試算>	24

- Ver.2では、対策メニューの追加及び対策完了時期<試算>の追加を行いました。

令和3年は、紀伊半島大水害、東日本大震災から10年の節目の年。

国では、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に続き、令和3年度より「5か年加速化対策」をスタートすることになりました。その際、各種対策について、全国的な「5年後の達成目標」を定め、対策を計画的に進めることとしています。

このため、三重県においても、県管理施設への主な対策について、計画的に推進するための「5年後の達成目標」を定めました。

県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、災害に負けない強靱な県土づくりを加速してまいります。

<目標設定・フォローアップ等>

本目標は、令和3年度予算(14か月予算、県土整備部所管)における、国土強靱化予算が、同水準で5年間継続することを前提に、マクロで試算したものです。個別の実施箇所は、各地域における状況を踏まえ、各年度当初に決定します。

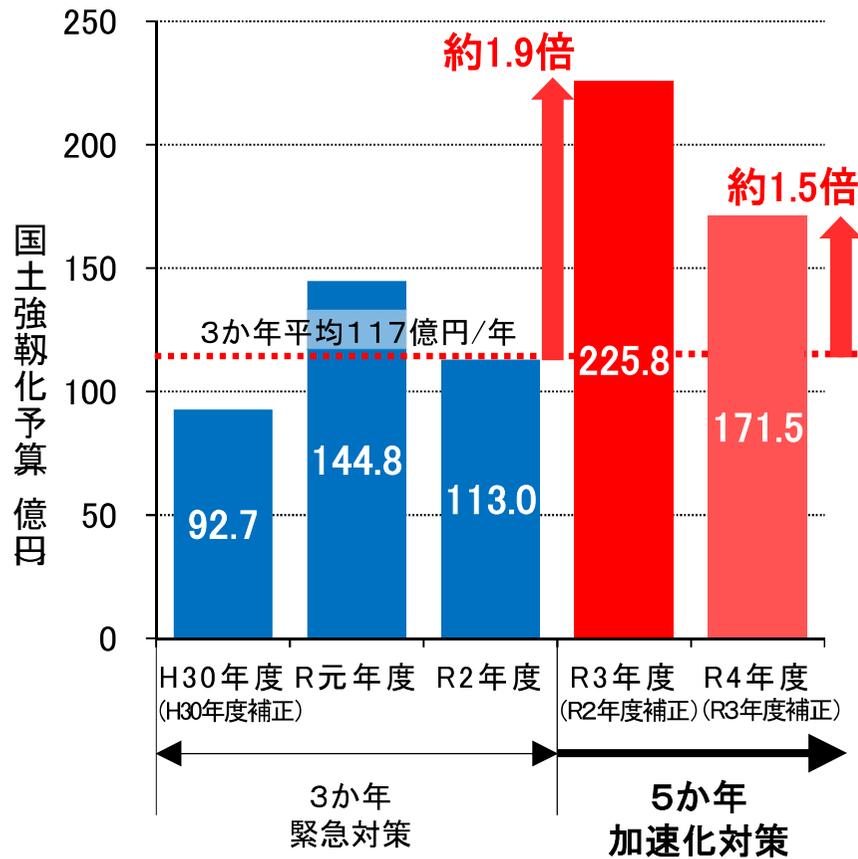
本目標の達成状況は、毎年度フォローアップ・公表します。また、県民の皆様にはわかりやすく伝えるよう、随時、本目標を含めた内容の改善に努めてまいります。



紀伊半島大水害（紀宝町）

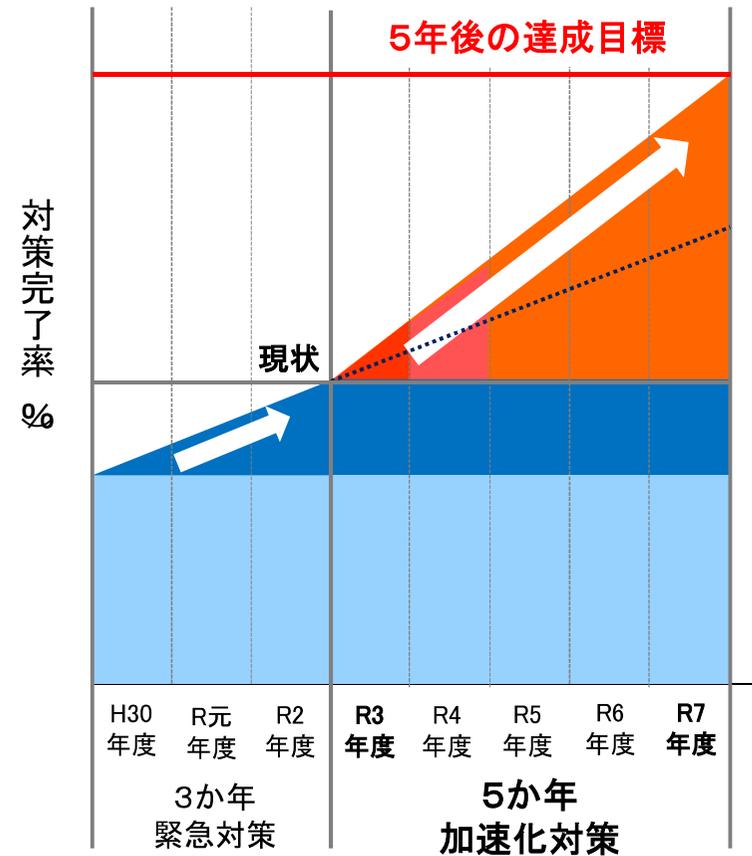
国土強靱化予算と達成目標

国土強靱化予算の推移 (県土整備部所管)



※ 上記予算額は、県予算(一般会計)における国補公共事業及び直轄事業負担金の合計額です。

達成目標 (対策完了率)



5年後の達成目標一覧(1)

要対策数に対する対策完了率

主な対策メニュー		現状(R2年度末)	進捗	5年後(R7年度末)	備考	頁
		3か年緊急対策以外 3か年緊急対策で実施	R3年度見込み R4年度見込み	R5~7年度予定		
道 路	① 法面・盛土の土砂災害防止対策 (緊急輸送道路)	13%	17% 21%	約40%		5
	② 渡河部橋梁の流失防止対策 (緊急輸送道路)	-	13% 25%	約50%		6
	③ 舗装修繕 (緊急輸送道路)	-	26% 32%	約70%		7
	④ 橋梁の耐震補強 (緊急輸送道路)	88%	90% 92%	100%*	県独自項目 ※R8年度完了	8
	⑤ 未改良区間の整備 (緊急輸送道路)	47%	54% 57%	約60%	県独自項目 着手率	9
流 域	⑥ 河口部の大型水門・樋門等の耐震化	20%	25%	約50%		10
	⑦ 洪水浸水想定区域図の作成	20%	100%	100%		11
	⑧ 砂防堰堤等による避難所・要配慮者利用施設の保全	36%	37% 37%	約40%	施設カバー率	12
	⑨ 海岸堤防等による高潮対策	73%	74% 75%	約80%		13
	⑩ 河川堆積土砂の撤去	8%	13% 20%	約40%	県独自項目	14
都 市	⑪ 都市公園の老朽化対策	33%	50%	100%		15

5年後の達成目標一覧(2)

要対策数に対する対策完了率

主な対策メニュー		現状(R2年度末)		進捗		5年後(R7年度末)	備考	頁
		3か年緊急対策以外	3か年緊急対策で実施	R3年度見込み	R4年度見込み	R5~7年度予定		
流域	⑫ 越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策 追加	22%		45%	53%	約70%		16
	⑬ ダム整備(鳥羽河内ダム) 追加	37%		46%	53%	約80%	事業進捗率 R10年度完成予定	17
	⑭ ゼロメートル地帯における河川堤防の耐震対策 追加	10%	13% 16%			約20%	着手率	18
	⑮ ゼロメートル地帯における海岸堤防の耐震対策 追加	40%		43%	46%	約50%		19
	⑯ 砂防ダム堆積土砂の撤去 追加	3%	7% 13%			約30%	県独自項目	20
都市	⑰ 下水道マンホールの耐震補強 追加	9%			82%	約80%		21
	⑱ 下水道管路の地震対策 追加	-			20%	100%	着手率	22

災害リスク



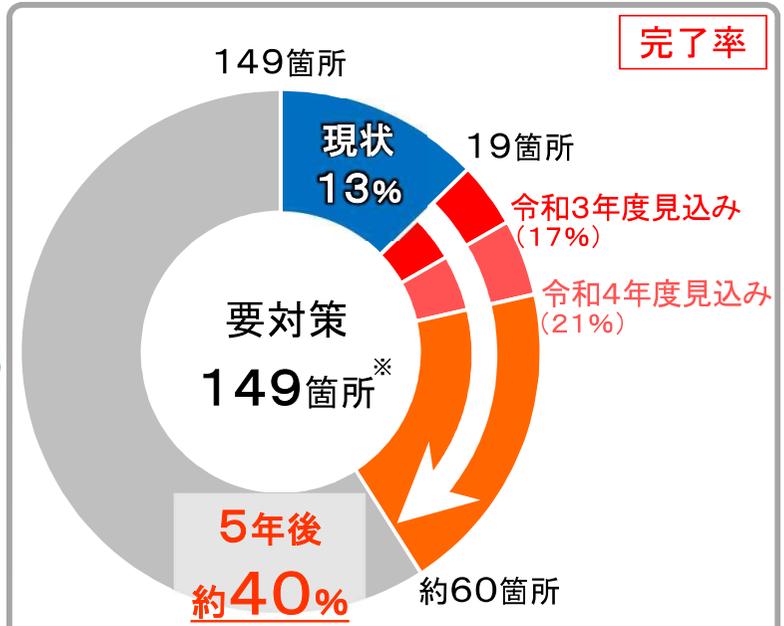
道路の法面や盛土において、急な勾配、水を含むと強度が低下しやすい地質、表層で湧水の発生、小規模な亀裂が存在するなど、**豪雨時に崩壊するリスク**がある箇所が、緊急輸送道路で149箇所確認されています。

対策例



- 法枠工: 斜面をコンクリート製の枠で固定して崩落を防止
- 落石防護網工: 斜面をネット等で覆うことにより落石による被害を防止
- 落石防護柵工: 道路際等に柵を設置し、落下する石を受け止めることで被害を防止 等

5年後の達成目標



現状: 令和3年3月現在の対策完了箇所数(19箇所)

3か年緊急対策で19箇所実施

※: 平成30年度に実施した重要インフラの緊急点検結果による要対策箇所に点検以降判明した要対策箇所を加えた箇所数

<主な実施箇所: 令和4年度(令和3年度1月補正)>

- 一般国道166号(松阪市)法枠工
- 一般国道422号(大台町)落石防護柵工
- 一般国道368号(仁柿峠バイパス)法枠工

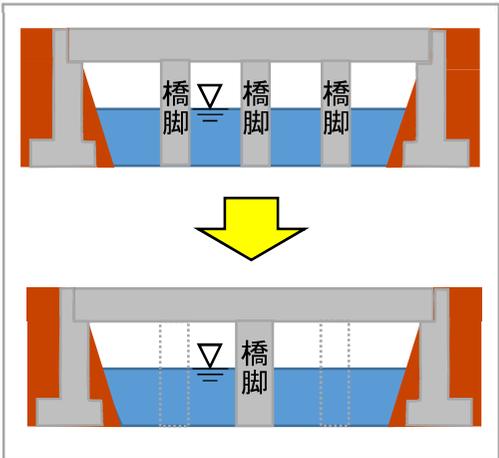
災害リスク



渡河部の橋梁は、橋脚数が多い構造の場合、水圧や流木の衝撃等で橋自体が流失するリスク、橋の基礎部分が激流で洗堀されるリスク等があります。

緊急輸送道路のうち、橋脚による河川の流れへの影響が大きく、かつ耐震基準を満たしていない橋梁が8橋確認されています。

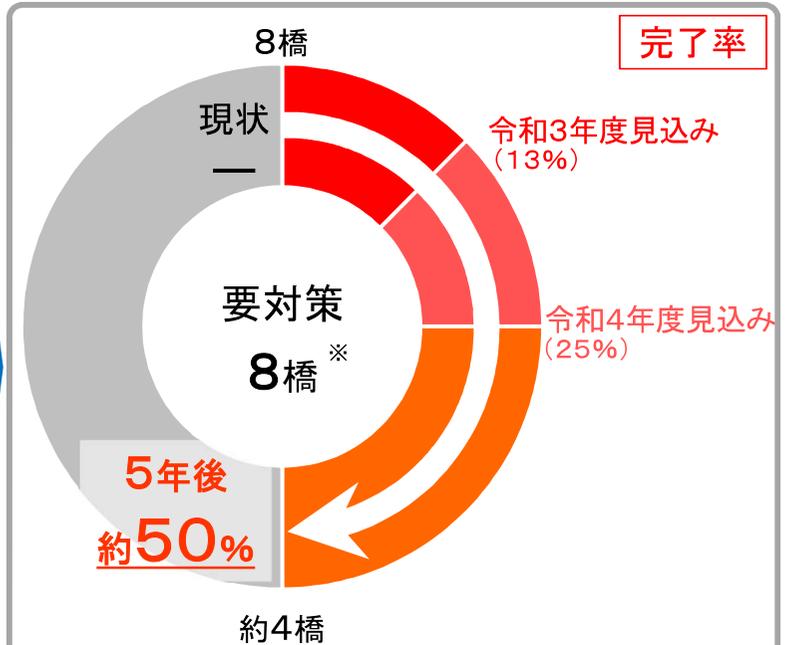
対策例



橋脚数が多い橋梁について架け替えを行い、橋脚数の少ない構造形式に変更し、河積阻害率^{*}を抑えることにより、豪雨時の橋梁の流失を防止します。

^{*}:河積阻害率とは、橋脚等、河川の中の水の流れを阻害する構造物の幅の合計と川幅の比です。原則として5%以内に収める必要があります。

5年後の達成目標



現状:本対策は5か年加速化対策で新たに講じるものであるため「-」としている。
^{*}:令和3年3月現在の流失するリスクがある渡河部橋梁数

- <主な実施箇所:令和4年度(令和3年度1月補正)>
- 一般県道香良洲公園島貫線香良洲橋(津市)
 - 一般国道311号古川橋(尾鷲市)

災害リスク



老朽化に伴う舗装のひび割れが、アスファルト層を貫通すると、**雨水が路盤まで浸透**し、路盤の支持力が低下するなど、**舗装の損傷が拡大**し、自動車等の走行に著しい支障が生じます。このようなリスクがある道路が、緊急輸送道路で約57km確認されています。

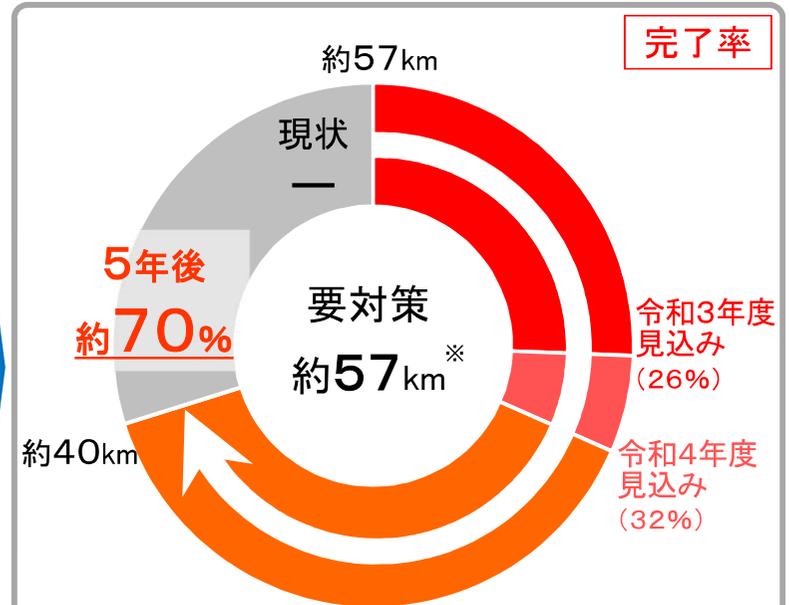
対策例



舗装の打ち換え
国道306号(津市)

路盤を含め損傷した舗装を取り除き、計画交通量等に基づき決定した舗装構成で、舗装を打ち換えます。

5年後の達成目標



現状:本対策は5か年加速化対策で新たに講じるものであるため「-」としている。
※:令和2年度調査において舗装の打ち換えが必要と判断された道路の延長

<主な実施箇所:令和4年度(令和3年度1月補正)>

- 一般国道365号(四日市市)
- 一般国道306号(津市)
- 一般国道166号(松阪市)
- 一般国道311号(熊野市)

等

災害リスク



阪神淡路大震災以前の基準で設計された橋梁は、関東大震災クラスの地震をもとに設計されており、**阪神淡路大震災クラスの大規模地震が発生した場合、橋脚等が損傷し、長期間通行が出来ないリスクがあります。**このような橋梁等が、緊急輸送道路で553橋確認されています。

対策例

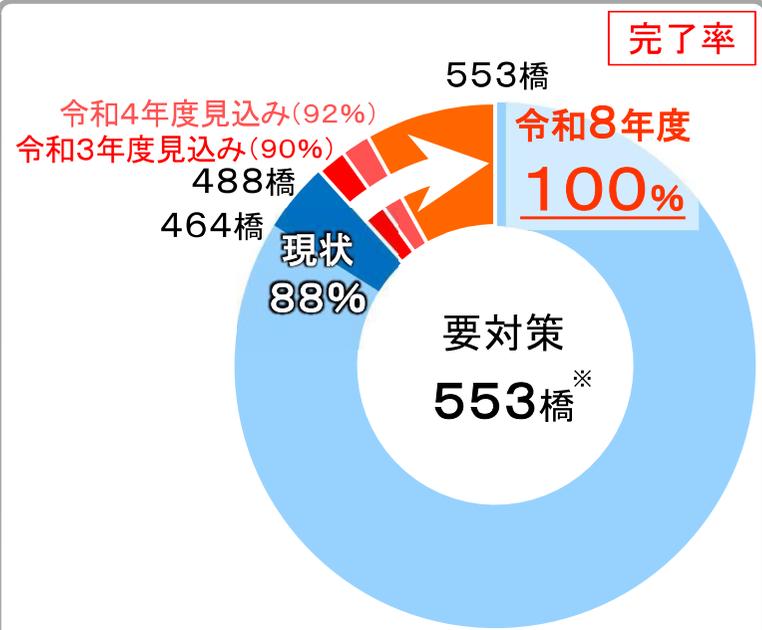


阪神淡路大震災クラス等の大規模地震が発生した際にも損傷が限定的なものに留まり、速やかに機能回復が出来るように対策を講じます。

- 橋脚の補強: 橋脚を鉄筋と特殊なモルタル等で補強
- 落橋防止対策: 橋桁と橋脚を連結すること等で橋桁の落下を防止

等

5年後の達成目標



現状: 令和3年3月現在の対策完了箇所数(488橋)

3か年緊急対策で24橋実施

※: 令和3年3月現在の緊急輸送道路上の15m以上の橋梁数

<主な実施箇所: 令和3年度>

- 主要地方道神戸長沢線汲川原橋(鈴鹿市)
- 主要地方道松阪久居線須賀瀬大橋(津市)
- 一般国道166号高見大橋(松阪市)
- 一般県道桑名東員線中央大橋(東員町)

等

災害リスク



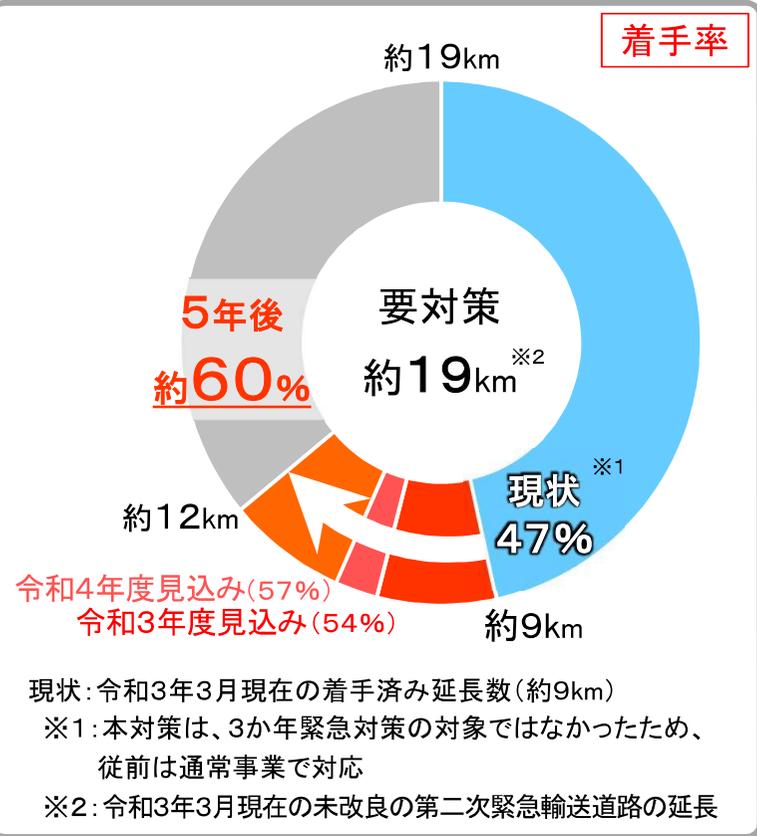
現在の道路構造令は、車道の幅員を5.5m以上としています。これを満たさない未改良の道路では、車両のすれ違いが困難であるなど、災害時の緊急輸送を円滑に実施することが出来ないリスクがあります。このようなリスクがある道路が、第二次緊急輸送道路で約19km確認されています。

対策例



現道の拡幅整備(5.5m以上)や、線形の悪い箇所ではバイパスを整備するなど、大型車両が容易にすれ違いの2車線の道路に改良を行います。

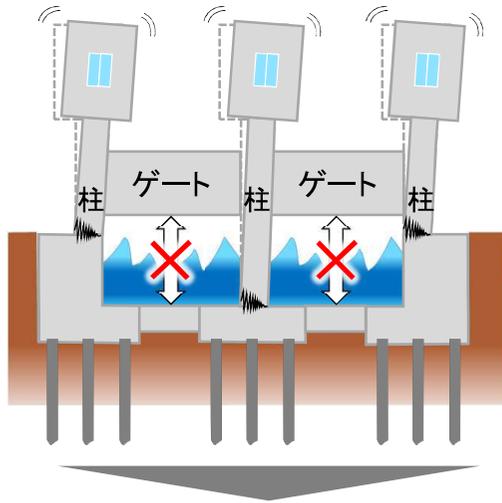
5年後の達成目標



< 主な実施箇所: 令和4年度(令和3年度1月補正) >

- 一般国道166号(松阪市)
- 一般国道368号(津市・名張市)
- 主要地方道四日市鈴鹿環状線(四日市市)
- 一般県道木曾岬弥富停車場線(木曾岬町) 等

災害リスク



これまでの水門は、供用中に発生する確率の高い地震(L1地震動)をもとに設計されており、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合、柱等が損傷し、ゲート開閉が出来ない等のリスクがあります。このような大型水門等が、20施設確認されています。

対策例

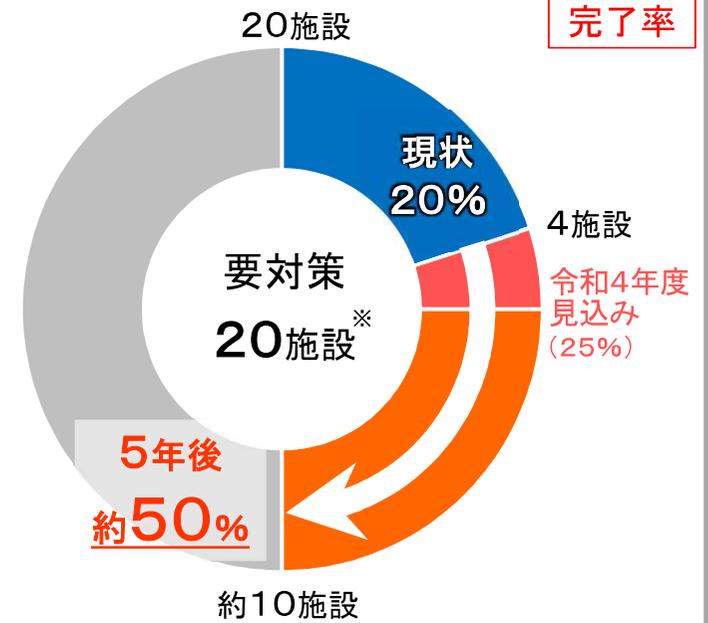


水門柱の補強
前川 鶴方水門(志摩市)

将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震(L2地震動)に耐えられるように対策を講じます。

- 水門柱の補強: 鉄筋と特殊なモルタル等で補強
- 排水機場建屋の補強: 柱や壁等を鉄筋とコンクリート等で補強

5年後の達成目標



現状: 令和3年3月現在の対策完了箇所数(4施設)

3か年緊急対策で4施設実施

※: 平成30年度に実施した重要インフラの緊急点検による要対策施設数

<主な実施箇所: 令和3年度>

- 鍋田川下水門(木曾岬町)
- 笹笛川防潮水門(明和町)

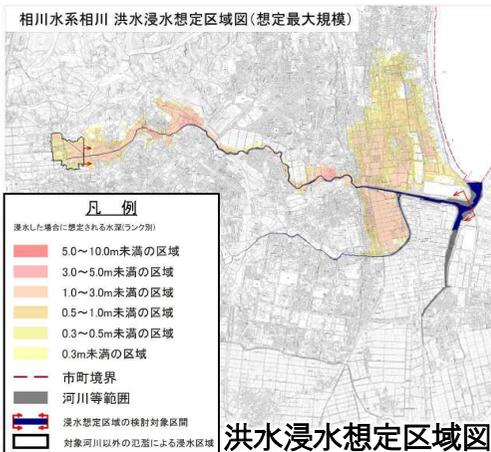
等

災害リスク



水害による被害軽減を図るため、洪水予報河川、水位周知河川は、洪水浸水想定区域図を作成・公表しています。しかし、令和元年東日本台風では、それ以外の中小河川でも多数の堤防が決壊、人的被害が発生しており、このような中小河川が508河川あります。

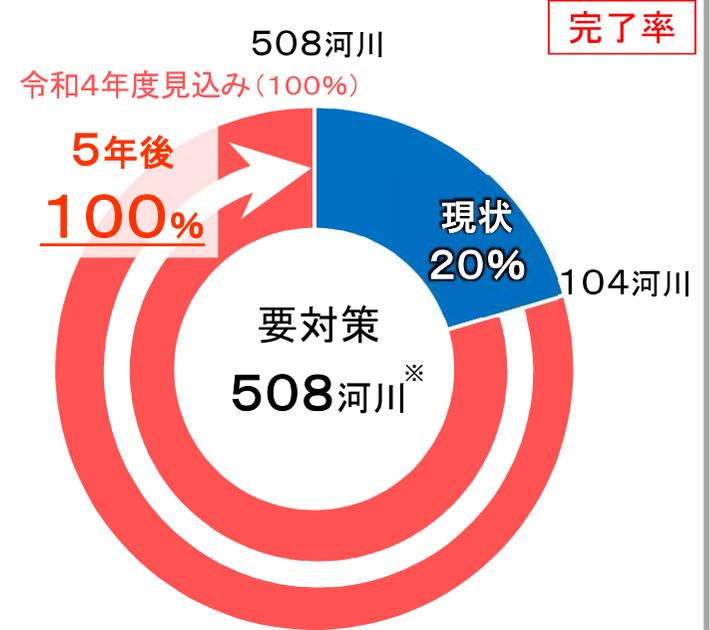
対策例



水位周知河川以外の全ての県管理河川について、洪水浸水想定区域図※を作成・公表します。

※：洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域や、水深、浸水継続時間等を記載。これに基づき、市町ではハザードマップを作成し、各世帯に提供。

5年後の達成目標



現状：令和3年3月現在の対策完了箇所数(104河川)

3か年緊急対策で104河川実施

※：令和3年3月現在の水位周知河川以外の県が管理する全ての河川数

<主な実施箇所：令和3年度>

- 御幣川(鈴鹿市)
- 赤川(津市・松阪市)
- 古和川(南伊勢町)
- 北山川(熊野市)

等

災害リスク



紀伊半島大水害（紀宝町）

豪雨時に土石流や地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生するリスクがある区域※に、避難所及び要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）が、843施設確認されています。

※：土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び警戒区域（イエローゾーン）

対策例

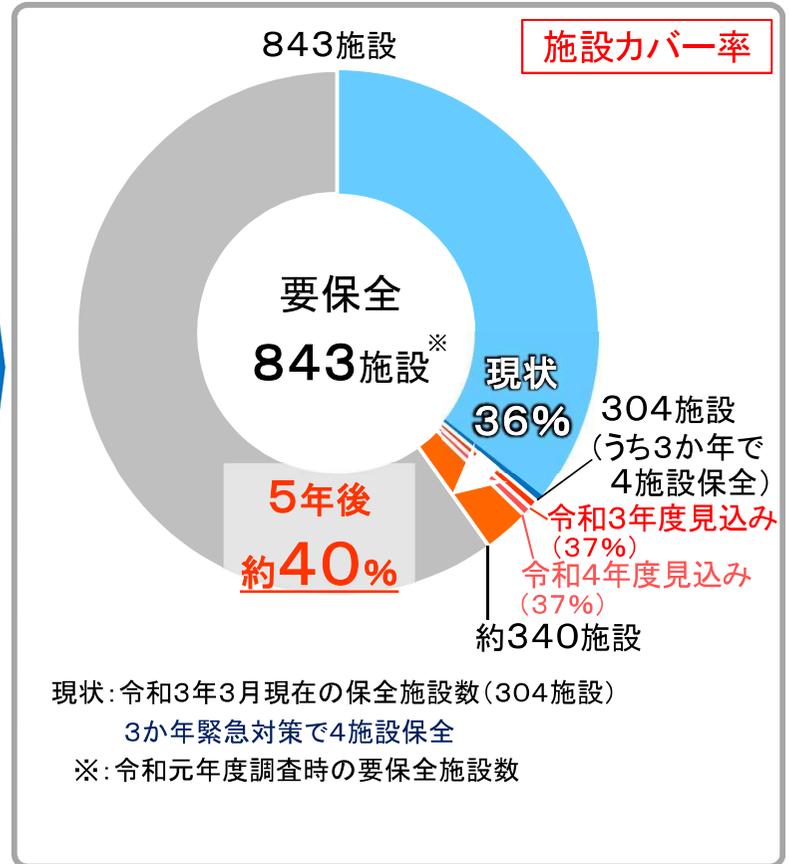


砂防堰堤工
オカ谷（紀北町）

- 砂防堰堤工：土石流が発生した時、大きな岩や流木などを含む土砂を貯め、下流への被害を防止
- 擁壁工：斜面の下に擁壁を作り、がけ崩れを防止
- 法面工：斜面をコンクリート製の枠で固定したり植物で保護することでがけ崩れを防止

等

5年後の達成目標



<主な実施箇所：令和4年度（令和3年度1月補正）>

- 谷地東谷（紀北町）砂防堰堤工
- 平野（大台町）砂防堰堤工
- 辻原5地区（松阪市）擁壁工
- 川上2地区（度会町）擁壁工

等

災害リスク



平成13年台風第11号（伊勢市）

高潮による浸水被害から防災拠点等が集積する地区や緊急輸送道路、鉄道等を守るため、伊勢湾台風が満潮時に到達した際の影響を想定し、堤防の設置や高さを上げる等の対策が必要な海岸が約131kmあります。

対策例

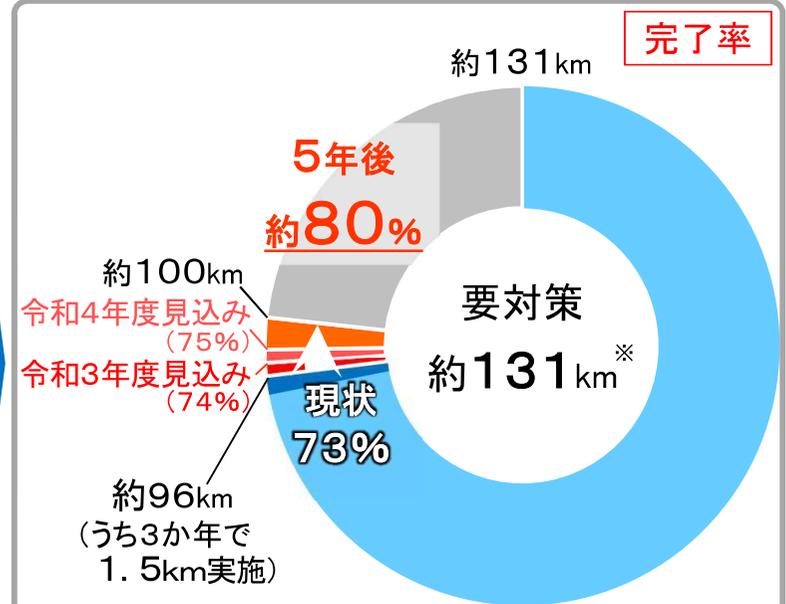


堤防工
宇治山田港海岸（伊勢市）

- 堤防工：堤防の設置や高さを上げることで、高潮等による海水の侵入を防止
- 養浜工：人工的に土砂を供給し、減少した砂浜を回復させ、波の力を減衰
- 離岸堤工：沖合いに海岸線とほぼ平行に構造物を設け、波の力を減衰

等

5年後の達成目標



現状：令和3年3月現在の対策完了延長数（約96km）
3か年緊急対策で1.5km実施

※：令和3年3月現在の背後地に防災拠点等が集積する地区や緊急輸送道路、鉄道等が存在する海岸の延長

< 主な実施箇所：令和4年度（令和3年度1月補正） >

- 城南第一地区海岸（桑名市）堤防工
- 南若松地区海岸（鈴鹿市）離岸堤工
- 宇治山田港海岸（伊勢市）堤防工、突堤工
- 井田地区海岸（紀宝町）人工リーフ工

等

災害リスク



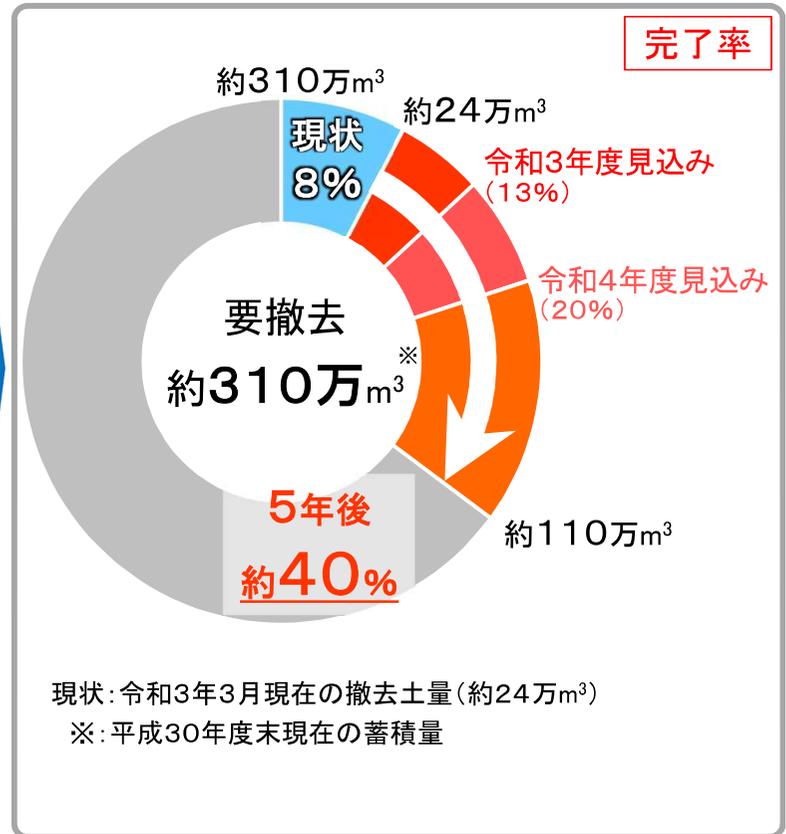
河川に土砂が堆積すると、水がスムーズに流れず、**豪雨時に洪水**のリスクが高まります。現在、河川には上流からの土砂流出により、毎年約20万 m^3 の土砂が堆積しており、また、これまでに撤去されず蓄積してきた土砂が、全体で約310万 m^3 確認されています。

対策例



県の河川事業により、毎年の堆積量を上回る約22万 m^3 を撤去します。加えて、民間の砂利採取について、制度を拡充することにより、毎年15万 m^3 程度の撤去を目指します。これらにより、**毎年合計約37万 m^3 を撤去**し、蓄積した土砂も含めて計画的な撤去を進めます。

5年後の達成目標



<主な実施箇所: 令和3年度>

- 員弁川(桑名市)
- 安濃川(津市)
- 五十鈴川(伊勢市)
- 銚子川(紀北町)

等

災害リスク



老朽化した園路
亀山サンシャインパーク（亀山市）

公園施設の老朽化が進み、公園利用者の事故発生リスクや、南海トラフ地震等の大規模災害発生時に避難所や活動・物資搬送拠点等としての防災機能を十分に発揮出来ないリスクがある都市公園が、6公園確認されています。

対策例

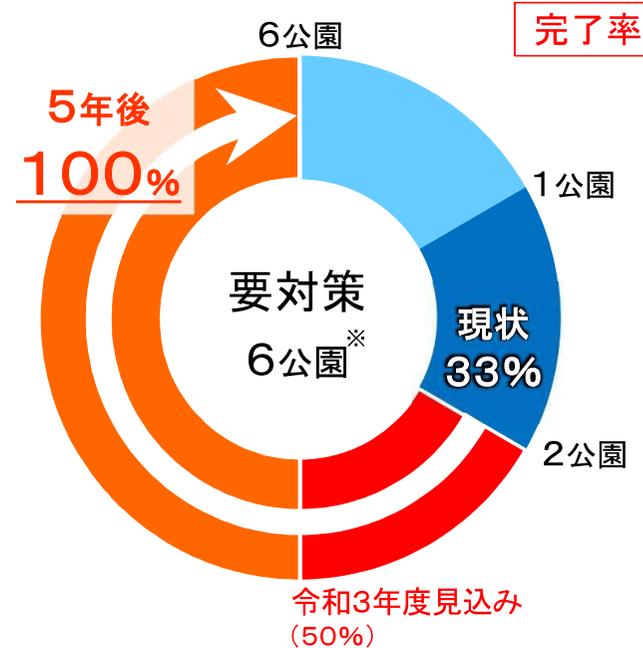


老朽化した園路の更新
亀山サンシャインパーク（亀山市）

予防保全型の管理に移行するため、長寿命化計画に基づき、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を講じます。

- 老朽化した休憩施設の更新
 - 耐用年数を超えた浄化槽の更新
- 等

5年後の達成目標



現状：令和3年3月現在の対策完了箇所数（2公園）

3か年緊急対策で1公園実施

※：令和3年3月現在の県土整備部が管理している都市公園数

<主な実施箇所：令和4年度（令和3年度1月補正）>

○ 北勢中央公園（四日市市） 浄化槽更新

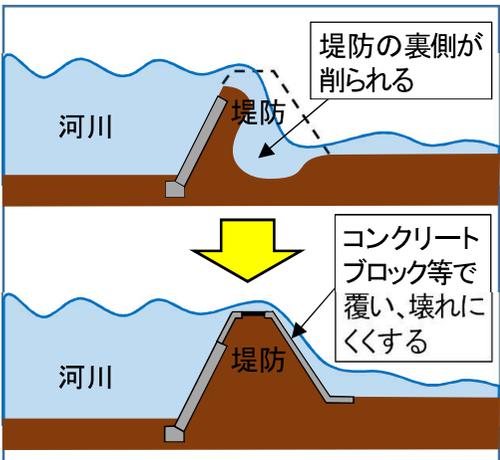
○ 鈴鹿青少年の森（鈴鹿市） 休憩施設（四阿）更新

災害リスク



想定を超える大雨で河川の水が堤防を越えると、堤防の裏側が削られて**決壊するリスク**があります。背後に人家等がある箇所、過去に氾濫の発生や堤防高等が不足している河川堤防が約38km確認されています。

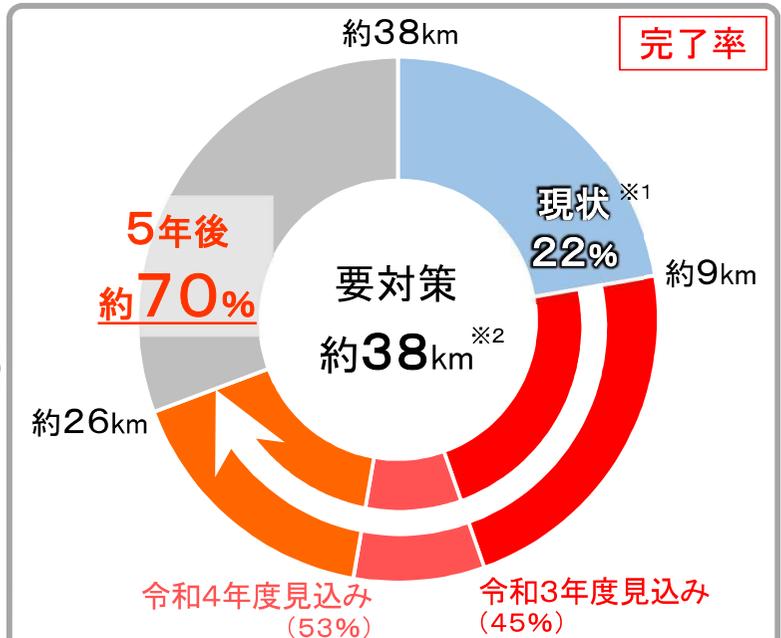
対策例



裏側の法面や天端等をコンクリートブロック等で覆い、越水しても壊れにくい「粘り強い堤防」に強化します。

堤防が壊れるまでの時間を少しでも引き延ばすことによって、住民の方が避難する時間を確保することができます。

5年後の達成目標



現状: 令和3年3月現在の対策完了延長(約9km)

※1: 本対策は、3か年緊急対策の対象ではなかったため、従前は通常事業で対応

※2: 令和元年度調査時に堤防背後地に人家や要配慮者施設等が存在する箇所、過去に氾濫が発生した、あるいはその恐れがある未改修(堤防高不足、堤防断面不足、工作物未改修等)の河川堤防の延長

<主な実施箇所: 令和4年度(令和3年度1月補正)>

- 員弁川(桑名市・朝日町)
- 久米川(伊賀市)
- 船津川(紀北町)

等

災害リスク



加茂川水系では昭和63年の集中豪雨(時間最大53mm、総雨量306mm)により甚大な被害(死者4名、浸水面積186ha、浸水戸数72戸)が発生しました。こうした豪雨は、加茂川水系で20年に1回の確率で発生するリスクがあります。

対策例

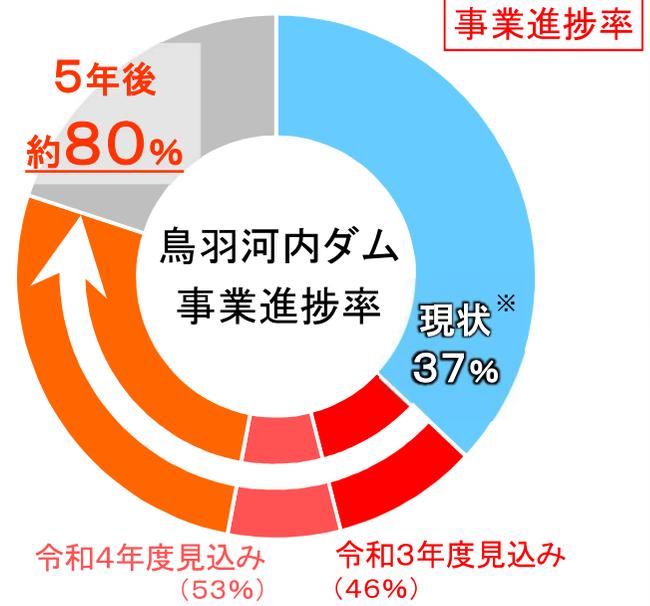


鳥羽河内ダムを整備することにより、河川のピーク時の流量を1/5に抑え、浸水被害を軽減します。

<浸水被害低減効果>

- 浸水想定面積
整備前62ha→整備後12ha
- 浸水想定戸数
整備前327戸→整備後17戸

5年後の達成目標



令和10年度完成予定

現状: 令和3年3月現在の事業進捗率(37%)
※: 本対策は、3か年緊急対策の対象ではなかったため、従前は通常事業で対応

<主な実施箇所: 令和4年度(令和3年度1月補正)>

- 工事用道路工(鳥羽市)
- 付替道路工(鳥羽市)

等

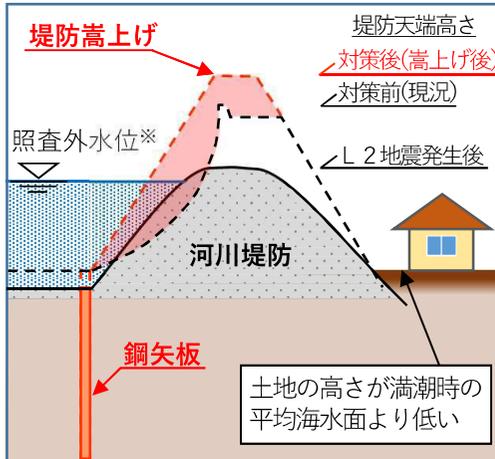
災害リスク

東日本大震災（宮城県阿武隈川）
写真提供：国土交通省東北地方整備局



河川堤防は日本海中部地震以前は地震による外力を考慮しておらず、大規模地震が発生した場合、沈下や損傷といった変形が生じ、土地の低いゼロメートル地帯では、河川の流水が越流した際に浸水被害が長期化するリスクがあります。このようなリスクの可能性があるゼロメートル地帯における河川堤防の区間が約6km確認されています。

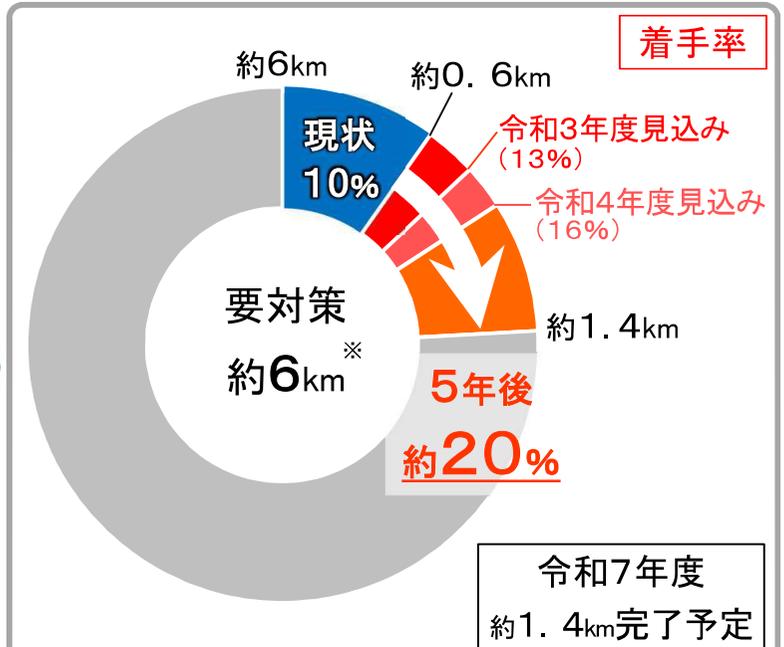
対策例



上記区間のうち、地盤の状況等から地震時に変形の恐れがある箇所については、将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震(L2地震動)発生後も、堤防高さが照査外水位※以上の高さを確保できるよう、鋼矢板打設及び堤防を嵩上げる等の耐震対策を講じます。

※:照査外水位とは、満潮時の水位や波浪高さ等を考慮した水位です。

5年後の達成目標



現状:令和3年3月現在の着手済み延長数(約0.6km)

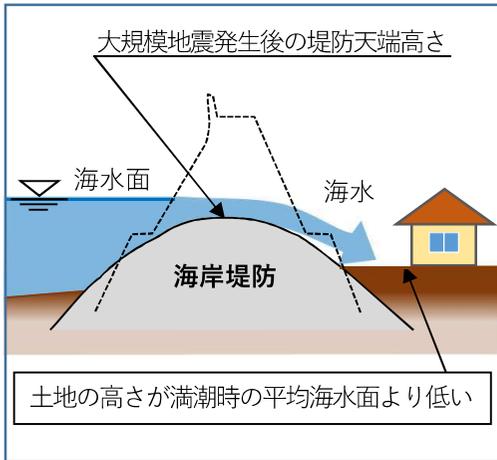
3か年緊急対策で約0.6km着手(完成約0.6km)

※:平成30年度に実施した重要インフラの緊急点検結果による河川堤防の要対策区間延長が約51km
約51kmのうちゼロメートル地帯における河川堤防の区間延長が約6km

<主な実施箇所:令和4年度(令和3年度1月補正)>

○ 鍋田川(木曾岬町)堤防耐震

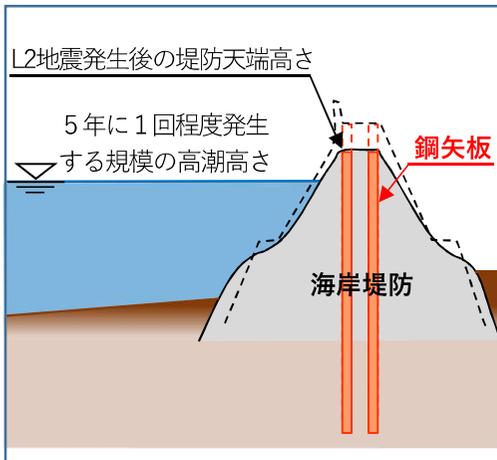
災害リスク



伊勢湾台風等を機に造られた海岸堤防は、大規模地震が発生した場合、沈下や損傷といった変形が生じ、土地の低いゼロメートル地帯では高潮や津波による浸水被害が長期化するリスクがあります。

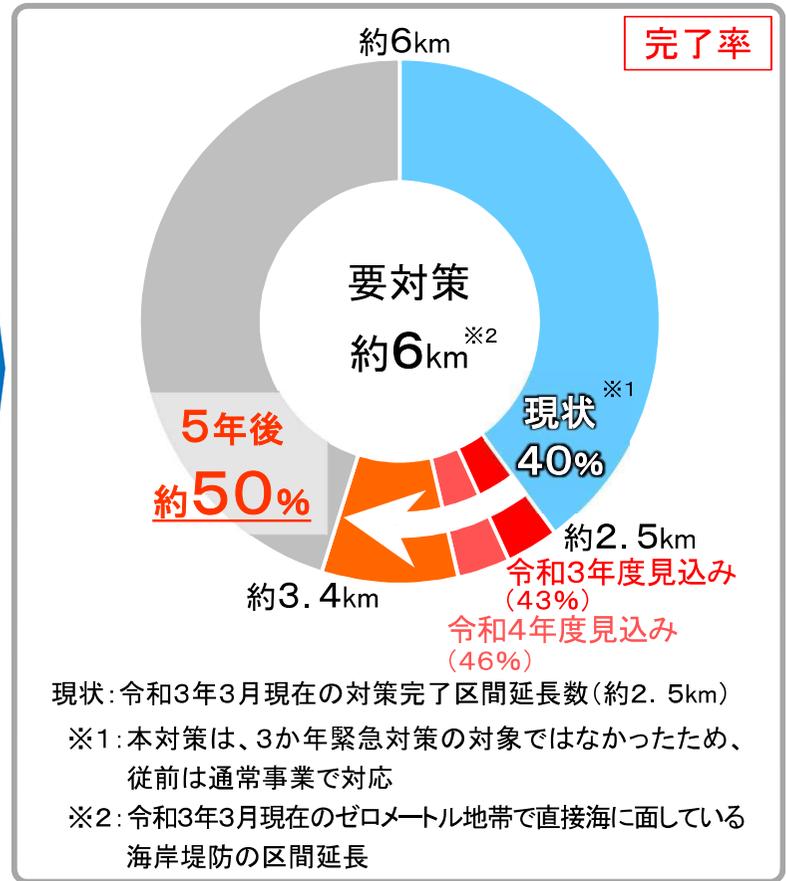
ゼロメートル地帯で直接海に面している海岸堤防の区間が約6kmあります。

対策例



上記区間のうち、地盤の状況等から地震時に変形の恐れがある箇所については、将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震(L2地震動)発生後も、5年に1回程度発生する規模の高潮による浸水被害が生じないように、鋼矢板を打設する耐震対策を講じます。

5年後の達成目標



<主な実施箇所: 令和4年度(令和3年度1月補正)>

- 城南第一地区海岸(桑名市)堤防工
- 川越地区海岸(川越町)堤防工

災害リスク



大野内川砂防ダム（紀北町）

砂防ダムの堆積土砂が満杯になると、さらに発生した土砂を貯めきれず、豪雨時に土石流が発生するリスクがあります。

砂防ダムには毎年約3万^m3の土砂が堆積しており、満杯になったダムの蓄積量は全体で約180万^m3確認されています。

対策例

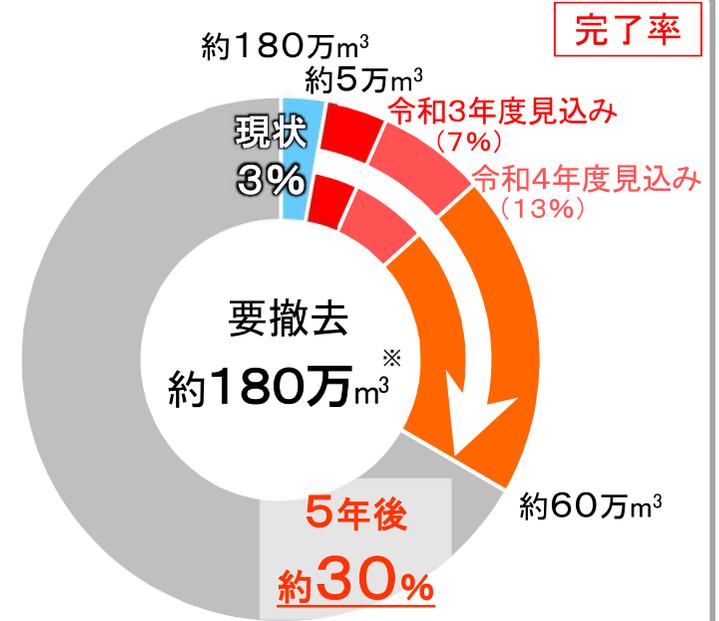


砂防ダム堆積土砂の撤去

大野内川砂防ダム（紀北町）

県の砂防事業により、毎年の堆積量を上回る約15万^m3を撤去します。リスクの高い、土砂で満杯になった箇所から計画的な撤去を進めます。

5年後の達成目標



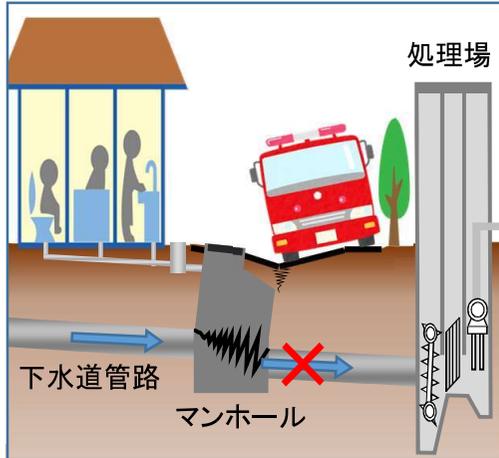
現状: 令和3年3月現在の撤去土量(約5万^m3)

※: 令和2年度までの調査による蓄積量(満杯になったダムを対象)

- <主な実施箇所: 令和3年度>
- 青川砂防ダム(いなべ市)
 - 木樨川砂防ダム(松阪市)
 - 山田川砂防ダム(志摩市)
 - 井戸川砂防ダム(熊野市)

等

災害リスク



阪神淡路大震災以前の基準で設計された下水道マンホールは、供用中に発生する確率の高い地震(L1地震動)をもとに設計されており、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合損傷し、下水が流下出来ない事態や道路陥没等が生じるリスクがあります。このようなリスクがあるマンホールが、11基確認されています。

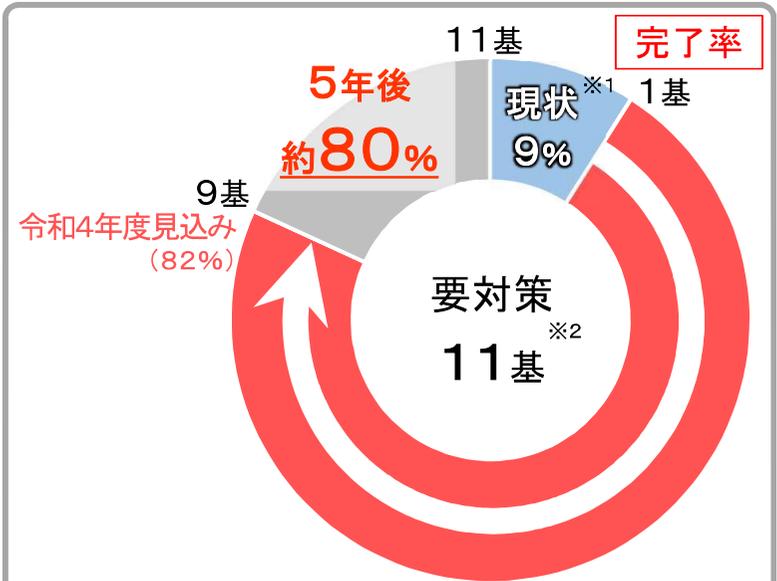
対策例



マンホールの補強
北部処理区桑名幹線 (桑名市)

将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震(L2地震動)発生後も下水を上流から下流へ流せる状態や道路の交通機能を確保出来るようにマンホールの内側を鉄筋とコンクリート等で補強する対策を講じます。

5年後の達成目標



現状: 令和3年3月現在の対策完了箇所数(1基)

※1: 本対策は、3か年緊急対策の対象ではなかったため、従前は通常事業で対応

※2: 1997年指針(下水道施設の耐震対策指針と解説(1997年版))以前の基準で設計された下水道マンホールが419基
419基のうち平成16~17年度に実施した耐震診断で詳細な検討が必要と判断された下水道マンホールが40基
40基のうち詳細設計の結果、耐震補強が必要となった下水道マンホールが11基

<主な実施箇所: 令和4年度(令和3年度1月補正)>

○ 北部処理区四日市幹線(四日市市)

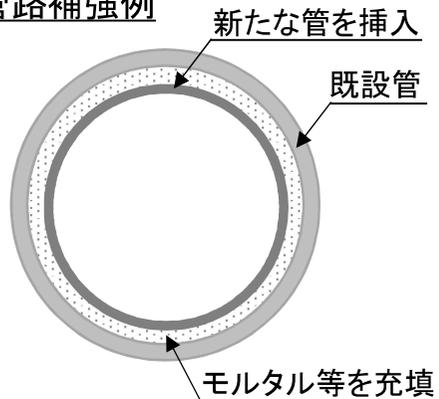
災害リスク



阪神淡路大震災以前の基準で設計された下水道管路は、供用中に発生する確率の高い地震(L1地震動)をもとに設計されており、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合損傷し、下水が流下出来ない事態や道路陥没等が生じるリスクがあります。この様なリスクの可能性のある開削あるいは推進工事で施工された管路の区間が、約2kmあります。

対策例

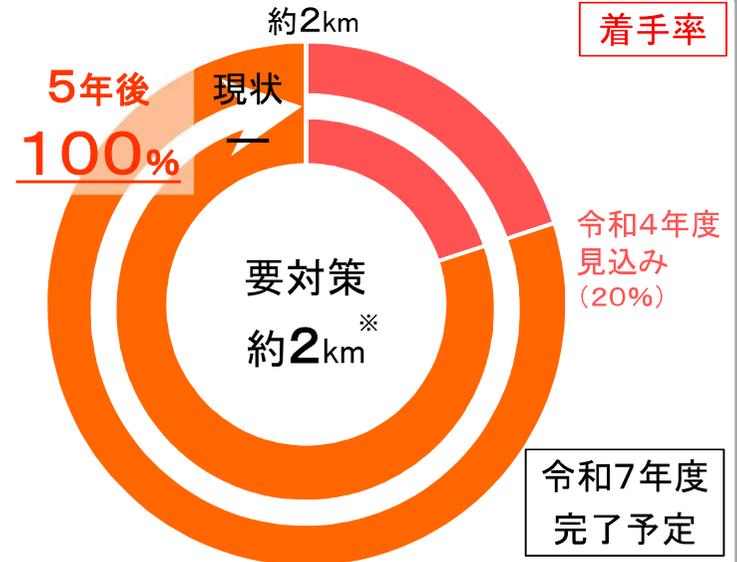
管路補強例



上記区間のうち、地盤の状況等から地震時に損傷の恐れがある箇所については、将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震(L2地震動)発生後も、下水を上流から下流へ流せる状態や道路の交通機能を確保できるよう対策を講じます。

- 耐震性を有する管路に敷設替え
- 既設管の内部に新たな管を挿入しモルタル等を充填して管路を補強

5年後の達成目標



現状:本対策は5か年加速化対策で新たに講じるものであるため「-」としている。

※:1997年指針(下水道施設の耐震対策指針と解説(1997年版))以前の基準で設計された下水道管路の区間延長が約162km
約162kmのうち平成30年度に実施した重要インフラの緊急点検による下水道管路の要対策区間延長が約18km
約18kmのうち過去の震災において大きな被害が発生していないシールド工事で施工された約16kmを除く、開削あるいは推進工事で施工された下水道管路の区間延長が約2km

<主な実施箇所:令和4年度(令和3年度1月補正)>

○ 雲出川左岸処理区香良洲幹線(津市)

その他の対策メニュー

<道路分野>

- 高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策
- 老朽化対策(橋梁、トンネル、道路附属物等)



<流域分野>

- 流域治水対策(河川における河道掘削、堤防整備等)
- 老朽化対策(河川管理施設、ダム管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設)



<都市分野>

- 市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策
- 下水道施設の老朽化対策



対策の完了時期<試算> (1)

主な対策メニュー		現状 令和 2年度末	5年後 令和 7年度末	対策の完了時期			備考
				ケース① 令和8年度以降 「5か年加速化対策」と同水準 の国土強靱化予算が継続	ケース② 令和8年度以降 「3か年緊急対策」と同水準 の国土強靱化予算が継続	ケース③ 令和8年度以降 通常予算のみで対応	
道路	① 法面・盛土の土砂災害防止対策(緊急輸送道路)	13%	約40%	約20年後	約30年後	約60年後	
	② 渡河部橋梁の流失防止対策(緊急輸送道路)	—	約50%	約10年後	約10年後	約15年後	仮橋・旧橋撤去を含む
	③ 舗装修繕(緊急輸送道路)	—	約70%	約10年後	約10年後	約20年後	第1次緊急輸送道路については、令和7年度までに概ね完了予定
	④ 橋梁の耐震補強(緊急輸送道路)	88%	100%				令和8年度完了
	⑤ 未改良区間の整備(緊急輸送道路)	47%	約60%	約20年後	約20年後	約30年後	
流域	⑥ 河口部の大型水門・樋門等の耐震化	20%	約50%	約15年後	約20年後	約30年後	
	⑦ 洪水浸水想定区域図の作成	20%	100%				
	⑧ 砂防堰堤等による避難所・要配慮者利用施設の保全	36%	約40%	約80年後 (約20年後)	約110年後 (約25年後)	約170年後 (約30年後)	()内は24時間滞在型の要配慮者利用施設の保全完了目標
	⑨ 海岸堤防等による高潮対策	73%	約80%	約40年後 (約20年後)	約45年後 (約20年後)	約60年後 (約30年後)	()内は背後に指定避難所が位置する海岸における対策完了目標
	⑩ 河川堆積土砂の撤去	8%	約40%	約15年後※	約25年後※		
都市	⑪ 都市公園の老朽化対策	33%	100%				

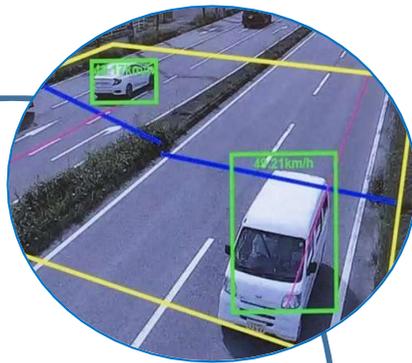
※:河川堆積土砂の撤去は、①令和7年度以降も緊急浚渫推進事業債が継続した場合と
②令和6年度で緊急浚渫推進事業債が終了した場合

対策の完了時期<試算> (2)

主な対策メニュー		現状 令和 2年度末	5年後 令和 7年度末	対策の完了時期			備考
				ケース① 令和8年度以降 「5か年加速化対策」と同水準 の国土強靱化予算が継続	ケース② 令和8年度以降 「3か年緊急対策」と同水準 の国土強靱化予算が継続	ケース③ 令和8年度以降 通常予算のみで対応	
流域	⑫ 越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策	22%	約70%	約10年後	約15年後	約30年後	
	⑬ ダム整備 (鳥羽河内ダム)	37%	約80%	/	/	/	令和10年度完成予定
	⑭ ゼロメートル地帯における河川堤防の耐震対策	10%	約20%	約45年後	約80年後	約130年後	鍋田川については、令和7年度完了予定
	⑮ ゼロメートル地帯における海岸堤防の耐震対策	40%	約50%	約20年後	約20年後	約30年後	
	⑯ 砂防ダム堆積土砂の撤去	3%	約30%	約15年後※	完了の見込み無し※	/	
都市	⑰ 下水道マンホールの耐震補強	9%	約80%	約10年後	約10年後	約10年後	
	⑱ 下水道管路の地震対策	—	100%	/	/	/	

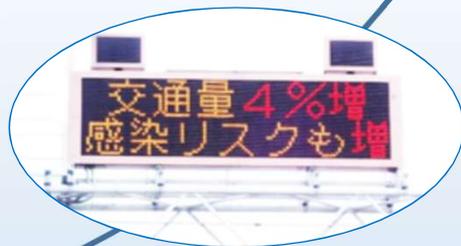
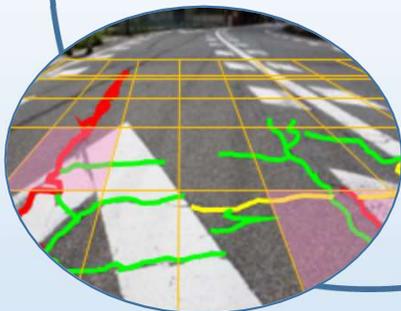
※: 砂防ダム堆積土砂の撤去は、①令和7年度以降も緊急浚渫推進事業債が継続した場合と
②令和6年度で緊急浚渫推進事業債が終了した場合

(4) 道路・河川DX 中期計画について



道路DX 中期計画 2022～2026 ver.1

～AIカメラを活用した道路観測体制の強化～



令和4年3月
三重県 県土整備部

目次

はじめに	1
三重県管理道路の現状と課題	2
基本的な方向性	3
AIカメラ設置の考え方	4～7
5年後のAIカメラ設置数（目標）	8
（参考1）全箇所に対する5年後のカバー率	9
（参考2）その他道路管理の連携施策	10

近年、デジタル技術や情報通信基盤の技術革新が進展するなか、道路の維持管理をとりまく環境は大きく変化してきており、道路管理の強化や効率化を図るために、ICT・AI技術などの先端技術の導入・活用が期待されている。

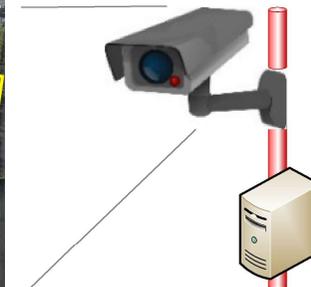
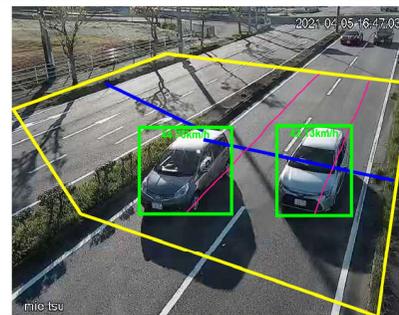
また、新型コロナウイルス感染症や近年頻発化・激甚化する自然災害への対応、渋滞・事故対策など道路交通の円滑化も課題となっている。

このようななか、三重県では、令和3年4月からAIカメラによる常時観測システムの運用を開始し、新型コロナ対策として交通量の増減を公表することで県民の行動変容を促す取組を進めている。

今後、渋滞や交通安全等の交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討のほか、災害時の異常検知などにAIカメラの活用の幅を広げていく必要がある。

本計画は、AIカメラ等の活用や拡充について計画的な推進を図るため定めるものである。

令和3年4月～
AIカメラによる
常時観測システムの運用を開始
県内主要道路10箇所
都道府県で全国初！



三重県管理道路の現状と課題

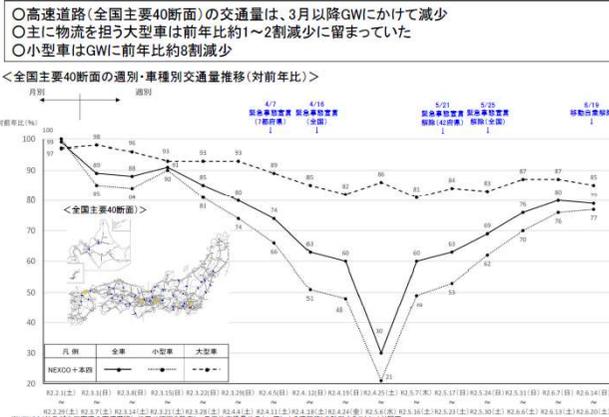
平時・災害時・感染症対策時でも的確な情報発信ができるよう、道路状況の収集・把握が必要。道路サービスレベルの維持・向上のため、効率的で効果的な体制の構築が必要。

(1) 道路状況の収集・発信力不足

国・高速道路会社は緊急事態宣言以降、道路の利用状況を継続して収集、定期的に発信。**三重県は収集・発信できず。**

高速道路の交通量推移(緊急事態宣言前後)

(発信事例)



(2) 道路管理の強化

自然災害の頻発化により、増加が予想される冠水箇所への進入を防いだり、除雪作業の速やかな着手につながる、路面状況の早期把握・確認を強化すべき。



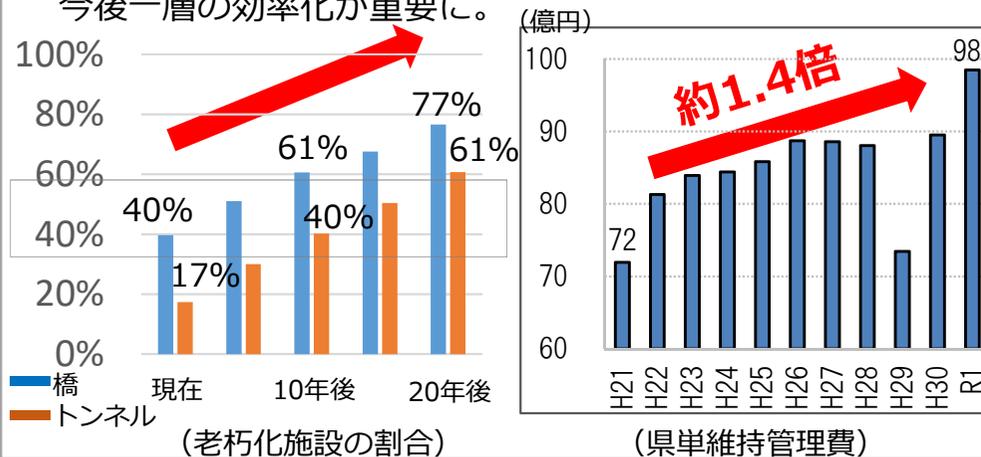
(冠水による立ち往生)



(除雪作業の遅れによる渋滞)

(3) コストが増大する維持管理の効率化

施設の老朽化は今後大幅に増加、維持管理コストも増大。今後一層の効率化が重要に。



(4) 道路利用の多様化、渋滞・事故対策への対応

バイパスの完成等により自動車交通量が減少傾向の都市部がある一方、渋滞等が増大する区間も。



感染症対策や維持管理を取り巻く環境への対応にAI技術活用の検討が重要!

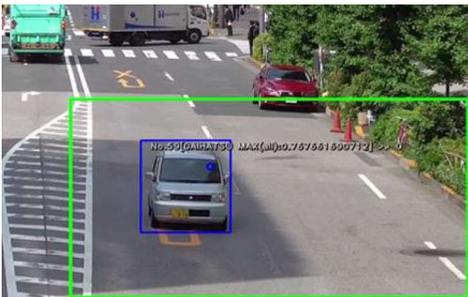


AIカメラで道路状況を常時モニタリングすることで、
的確に情報発信し、**道路管理の強化・効率化**を図り、**道路空間再編**などにも活用！

【短期対策】

今後起こりうる感染症・災害時に
的確な情報を迅速に発信

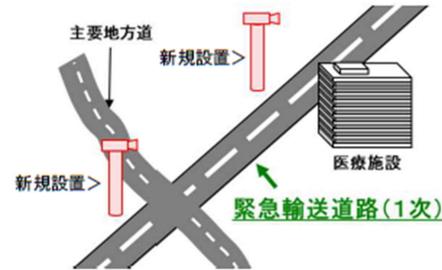
自動車交通量の常時観測



(令和2年度補正予算)

- ・観光地周辺やIC付近等に
配備

災害時における防災拠点や医療施設にアクセスする緊急輸送道路等の道路状況把握・発信



(令和3年度補正予算～)

- ・第1次緊急輸送道路
等に配備

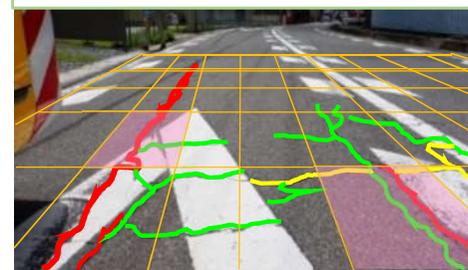
【中長期対策】

道路管理の
強化・効率化

車両停滞状況を自動検知



区画線・舗装の劣化状況を
計測、修繕時期の判断



道路空間再編、
渋滞・事故対策など

道路空間再編への活用



渋滞、事故等対策への活用



日進月歩するAI技術を積極的に活用！

A Iカメラ設置の考え方（1）

平常時・災害時の重なる箇所を優先的に選定

平常時

交通量の常時観測

主要渋滞箇所

観光地

I Cアクセス道路等

災害時

災害時の異常検知

緊急輸送道路等

冠水危険箇所

積雪危険箇所



平常時＋災害時 **45箇所**を選定

A I カメラ設置の考え方（2）

災害時の重なる箇所を中心に選定

災害時

災害時の異常検知

緊急輸送道路等
1次 33路線
2次 83路線
緊急交通路 1路線

冠水危険箇所
119箇所
うち
アンダーパス18箇所

積雪危険箇所
積雪による
通行止実績箇所

緊急輸送道路＋冠水危険箇所
20(15)箇所を選定

緊急輸送道路＋積雪危険箇所
17(16)箇所を選定

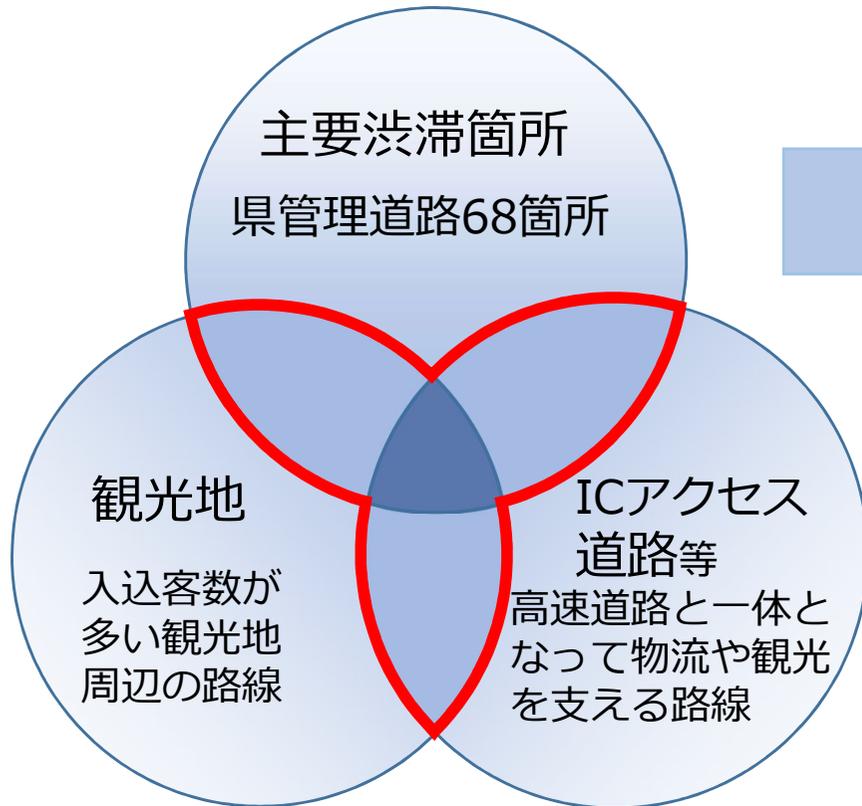
※カッコ内の数字は、A I カメラ設置の考え方（1）の箇所数を除く

A I カメラ設置の考え方（3）

平常時の重なる箇所を中心に選定

平常時

交通量の常時観測



主要渋滞箇所＋観光地＋ICアクセス
1(0)箇所を選定

主要渋滞箇所＋観光地
2(1)箇所を選定

観光地＋ICアクセス
4(0)箇所を選定

主要渋滞箇所＋ICアクセス
4(0)箇所を選定

※カッコ内の数字は、A I カメラ設置の考え方（1）の
箇所数を除く

A Iカメラ設置の考え方（4）

平常時・災害時のそれぞれの項目のみの箇所を選定（単独箇所等）

※AIカメラ設置の考え方（1）～（3）除く

緊急輸送道路等：**7**箇所 → 緊急輸送道路網全体の配置バランスを考慮した箇所

冠水危険箇所：**6**箇所 → 道路管理上、重要な箇所であり、迅速な情報発信を要する箇所

積雪危険箇所：**6**箇所 → 道路管理上、重要な箇所であり、迅速な情報発信を要する箇所

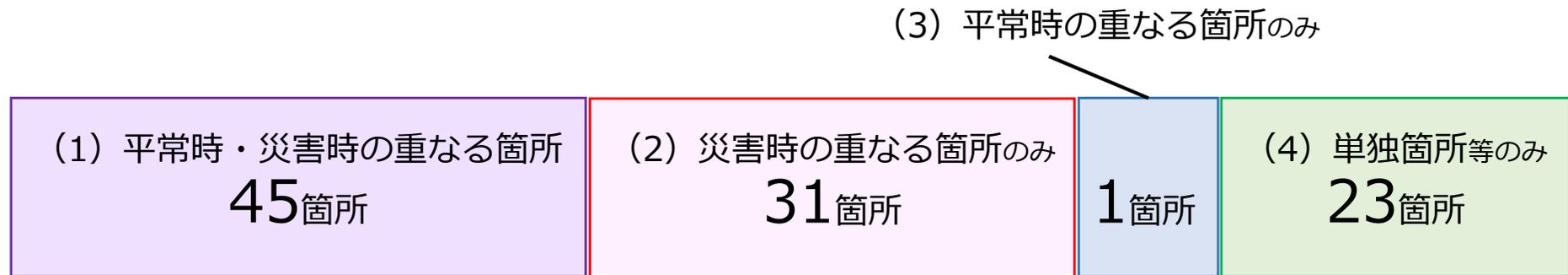
主要渋滞箇所：**1**箇所 → 道路ネットワーク上、特に重要な箇所

観光地：**1**箇所 → 特に入り込み客数の多い箇所（伊勢神宮内宮付近）

人流観測：**2**箇所 → 駅前で歩行者交通量が多い箇所（津駅など）

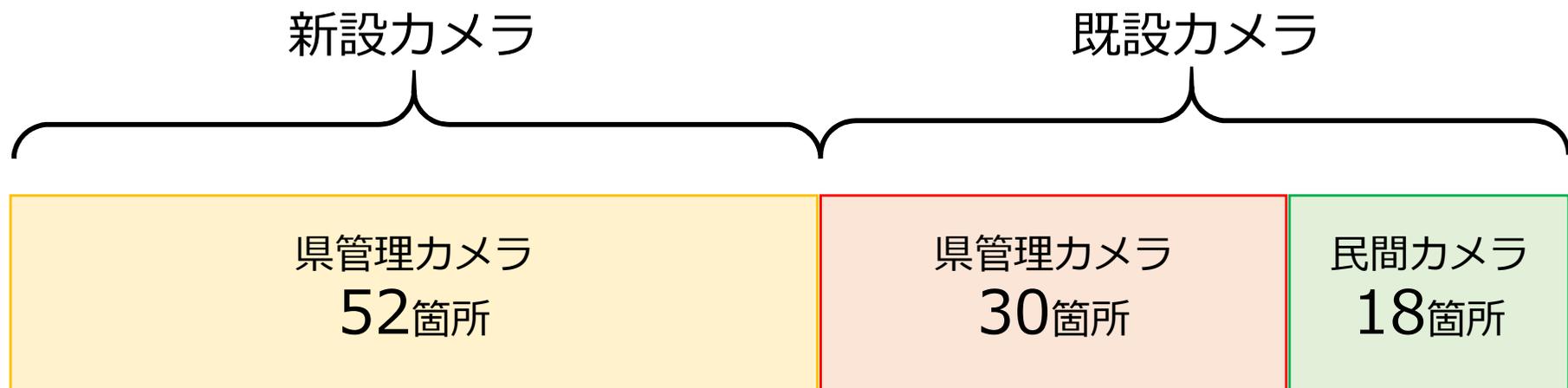
5年後のA Iカメラ設置数（目標）

全体設置数 100基の内訳



52

(参考) 新設及び既設カメラの設置数の内訳



(参考1) 全箇所に対する5年後カバー率

計画期間

2022(令和4)年度 ~ 2026(令和8)年度

設置数

県管理道路に100箇所(既存カメラ・民間カメラを含む)

	対象箇所 (指標)	対象 箇所数	現状 カバー率	5年後 カバー率
平常時	主要渋滞箇所	68	3%	16%
	観光地	52	12%	17%
	ICアクセス道路	38	16%	58%
災害時	緊急輸送道路等	699km	37km/箇所	9km/箇所
	冠水危険箇所	119	7%	23%
	積雪危険箇所	36	36%	69%

※主要渋滞箇所は三重県道路交通渋滞対策推進協議会が選定した「地域の主要渋滞箇所」

※観光地は観光レクリエーション入込客数推計書の調査票で立寄り地点として例示した観光地点

※ICアクセス道路は県管理道路と交差するIC箇所数

※緊急輸送道路等の延長は1次、2次及び緊急交通路の延長の合計

※現状カバー率は、既設県管理カメラの数を基に算出

※5年後カバー率は、既設県管理カメラ、新設カメラ及び民間カメラの数を基に算出

(参考2) その他道路管理の連携施策

A I 路面標示劣化検知システム

■ 路面標示は管理延長が長く、現状の目視による劣化把握では点検精度の確保が困難。

■ A I 路面標示劣化検知システムを共同開発（三重大、県警、県）



路面振動探知の導入

■ 現状は道路巡視時に目視で路面状況を確認し、適宜修繕を実施。穴ぼこ修繕実績は7,671件/年しているが、管理瑕疵が14件/年発生。

現在行っている目視確認を補完する（安価な）手段により管理瑕疵の削減を目指す

■ スマートフォンアプリを利用した路面振動検知システムの導入



通報システムの構築

■ 県管理道路は管理延長が長く、週1～3回パトロール車により、道路巡視を実施している。路上落下物処理件数は約3万件/年。

■ 通報システムの構築
道路利用者等から道路異常を収集する通報システム体制を構築



道路管理の強化・効率化

河川DX

中期計画 2022～2026

～ICTを活用した
河川観測体制の強化～

ver.1

令和4年3月

三重県 県土整備部



はじめに

目次

はじめに	・・・ 1
三重県管理河川の現状と課題	・・・ 2
観測機器設置の考え方	・・・ 3
5年後の設置箇所数（目標）	・・・ 4
（参考）観測機器の設置事例	・・・ 5
観測データの利活用	・・・ 6
（参考）川の水位情報（Web）	・・・ 7

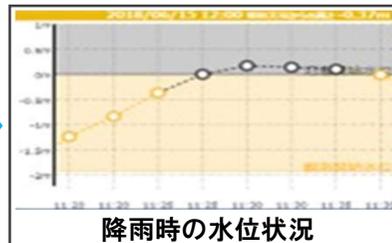
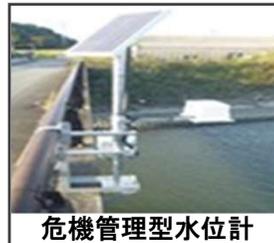
近年、水災害が頻発化・激甚化しており、三重県においても、平成23年9月の紀伊半島大水害をはじめ、平成29年10月の台風21号など、甚大な被害が発生している。

更に、今後は気候変動による降雨量の増加も予測されている。また、近年の水災害は、脆弱な中小河川で多数発生しており、河川堤防等のハード整備に加え、水防活動や住民の適切な避難行動を促すための河川観測体制の整備は喫緊の課題となっている。

このような中、「流域治水」が全国で展開されており、あらゆる関係者が河川情報についても迅速かつ効果的にデータを共有し、被害の軽減に向けて協働を進めていくことが必要である。

三重県では、ICTを活用した危機管理型水位計について平成30年から、簡易型河川監視カメラについて令和2年から設置を開始している。

本計画は、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等のさらなる活用や拡充について計画的な推進を図るため定めるものである。



三重県管理河川の現状と課題

- 三重県は多数の河川を有しているが、ハード整備には長期間を要する状況
- 今後の気候変動も踏まえ、住民への情報提供や管理者等の即時対応を強化する必要

(1) 河川数及び管理延長

- ・ 国管理：一級河川 37河川 233.5km
- ・ 県管理：一級河川及び二級河川 546河川 2,307.1km
- ・ 市町管理：準用河川 867河川 1,000km

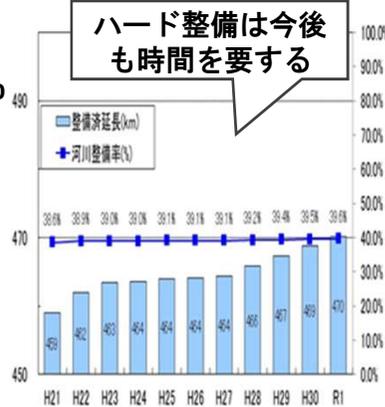
約7割が県管理

(2) 河川整備の状況

- ・ 令和元年度末 河川整備率 39.6%

$$\text{河川整備率(\%)} = \frac{\text{整備済延長(km)}}{\text{要改修延長(km)}}$$

整備済延長：概ね5~10年に1回起こりうる降雨により発生する洪水に対応している河川延長
 要改修延長：山間狭窄部を除いて背後地に人家連担地水田等の守るべきものがある河川延長



(3) 近年の気象の特徴

- ・ 地球温暖化による気象変動の影響として、将来の降雨量の増加（IPCCの気候変動シナリオより、気温2℃上昇により降雨量変化倍率1.1倍）
- ・ 水災害の激甚化、頻発化

(4) 河川情報の把握と提供

- ・ 国が管理する河川では、きめ細やかでリアルタイムな雨量・水位情報及び画像情報を収集、把握することでの確な水防警報、洪水予報を发出

三重の河川

三重県内の主要河川

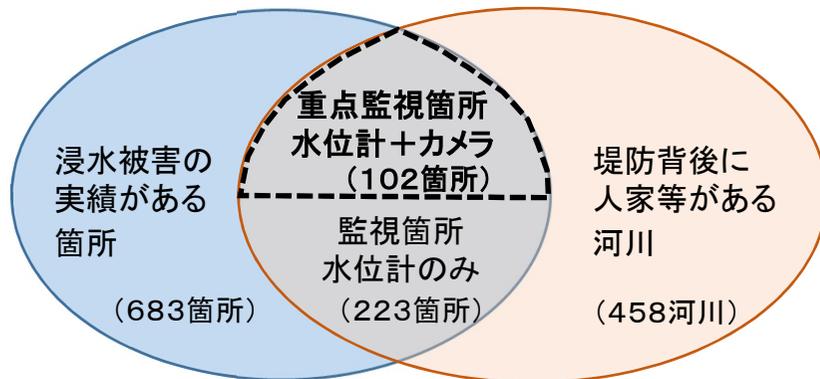


ハード整備で追いつかない部分をIT機器等を活用した観測体制を強化し、住民への情報提供や管理者等の即時対応が必要！

観測機器設置の考え方

- ・ 浸水被害の実績がある箇所と堤防背後に人家等がある河川の重なる箇所を優先的に選定
- ・ 特に水防活動上重要な箇所については、重点監視箇所として、水位及び画像データの両方をリアルタイムで収集・提供

河川観測機器の設置方針



- ・ 監視箇所
堤防背後地に人家があり、過去に浸水実績のある箇所
 - ・ 重点監視箇所
監視箇所のうち、特に水防活動上重要な箇所※
- ※堤防高不足箇所やバックウォーター現象が発生する恐れがある箇所 等

簡易型河川監視カメラ

- ・ 急激に水位が上昇する様子等を5分毎の静止画によりリアルタイムで配信
- ・ 豪雨や台風などの際に、従来の水位情報だけでは伝わりにくい河川の状況をわかりやすく伝えることや把握することが可能



危機管理型水位計

- ・ 洪水時の水位観測（5分間隔）に特化した低コストかつ設置場所を選ばない水位計
- ・ これまで水位計がなかった小河川に設置することで、水位観測網の充実を図ることが可能



5年後の設置箇所数（目標）

(1) 計画期間： 2022(R4)年度～2026(R8)年度(5年間)

(2) 5年後の目標

	必要箇所数	現状 (2021(R3)年度末)	5年後 (2026(R8)年度末)
重点監視箇所 (水位計+カメラ)	102箇所	<u>44箇所</u> <43%>	<u>102箇所</u> <100%>
		水位周知河川※は全て 設置済(44箇所)	
監視箇所 (水位計のみ)	223箇所	223箇所 <100%>	223箇所 <100%>

※洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして、水防法13条の規定により、県が指定する河川

(参考) 観測機器の設置事例

重点監視箇所 (二級河川員弁川：桑名市)



簡易型河川監視カメラ



危機管理型水位計

監視箇所 (二級河川三孤子川：東員町)



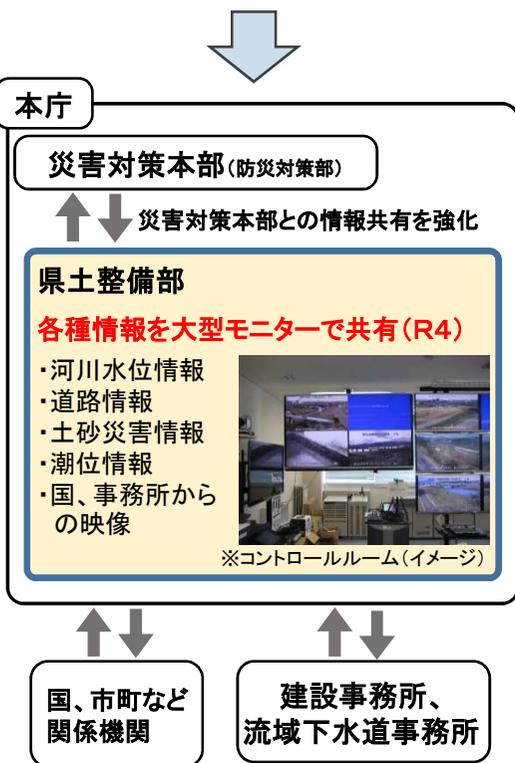
危機管理型水位計

観測データの利活用

- 観測データはWeb提供だけでなく、新たに設置するコントロールルームへの集約による災害時の初動強化や、蓄積データを活用した異常検知の開発、河川計画の見直し等に活用

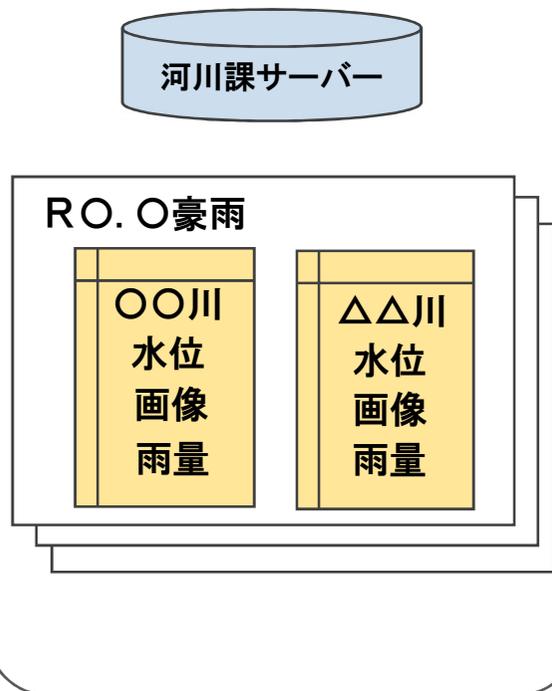
◆新たなコントロールルームとの連携（R4～）

河川の状態をリアルタイムで把握、情報共有



◆データのアーカイブ化（R4～）

豪雨・河川別に河川データをアーカイブ化



◆さらなるデータ利活用の検討（R4～）

- AI画像解析による流況計測や異常検知

他県事例（砂州の高さ検知）



- 水位も含めたデータの統計処理・公表

気候変動の影響を加味

計画に必要な降雨強度の見直し

(参考) 川の水位情報 (Web)

簡易型河川監視カメラの画像や危機管理型水位計等の水位情報は、国が運営する専用サイトである「川の水位情報」で確認することができます。

川の防災情報から
アクセスする場合



「川の防災情報」 <http://www.river.go.jp/> から「川の水位情報」を選択

川の水位情報へ
直接アクセスする場合



「川の水位情報」 <http://k.river.go.jp/>

防災みえ.jpから
アクセスする場合



「防災みえ.jp」 <http://bosaimie.secure.force.com> から
危機管理型水位計・河川監視カメラを選択

大
↑
危険度
↓
小

危機管理型水位計	通常水位計
氾濫開始水位超過	氾濫危険水位超過
危険水位超過	避難判断水位超過
観測開始水位超過	平常水位
平常水位	基準水位未設定
欠測	欠測
異常の疑いのある水位	

100m

河川水位に対応して表示の色が変化し、危険度がわかります (水位情報)

見たい情報を選択



簡易型河川監視カメラ
(画像情報)



(5) 三重県二級水系流域治水プロジェクト

～県内の二級水系(73水系)で連携を強化～

令和4年3月
三重県 県土整備部

目次

はじめに	・・・ 1
策定単位の設定	・・・ 2
二級水系における取組方針	・・・ 3
主な取組内容（一覧表）	・・・ 4
主な取組内容（個別毎）	・・・ 5～12

〔水田、ため池の貯留機能の向上
都市部の道路における雨水枡の整備
道路高架区間等の緊急避難場所としての活用
既設ダム の 事前放流
河川観測体制のデジタル化
排水ポンプ車の配備
「みんなでできる、身近な流域治水」の情報発信〕

近年、水災害が頻発化・激甚化しており、三重県においても平成23年9月紀伊半島大水害をはじめ、平成29年10月台風21号など甚大な被害が発生している。

また、今後は気候変動による降雨量の増加や海水面の上昇により、さらに水災害の頻発化・激甚化が懸念されている。

このような中、水災害を軽減させるためには、これまでの河川改修やダム整備などの治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策「流域治水」が全国で展開されており、これら流域治水の全体像を示した「流域治水プロジェクト」の策定を国及び県で進めている。

三重県の一級水系流域治水プロジェクトについては、国が令和3年3月に策定しており、県管理である二級水系について、今回、「三重県二級水系流域治水プロジェクト」を策定するものである。

なお、令和4年度からは、今回策定する流域治水プロジェクトに基づき、流域治水を本格的に展開していくとともに、それぞれの取組については、あらゆる関係者で構成される流域治水協議会において、毎年見直していく。

三重県二級水系流域治水プロジェクトの策定単位

一級水系（7水系）

令和3年3月策定

• 水系毎に策定

木曾川水系、鈴鹿川水系、雲出川水系、
櫛田川水系、宮川水系、木津川水系、
新宮川水系

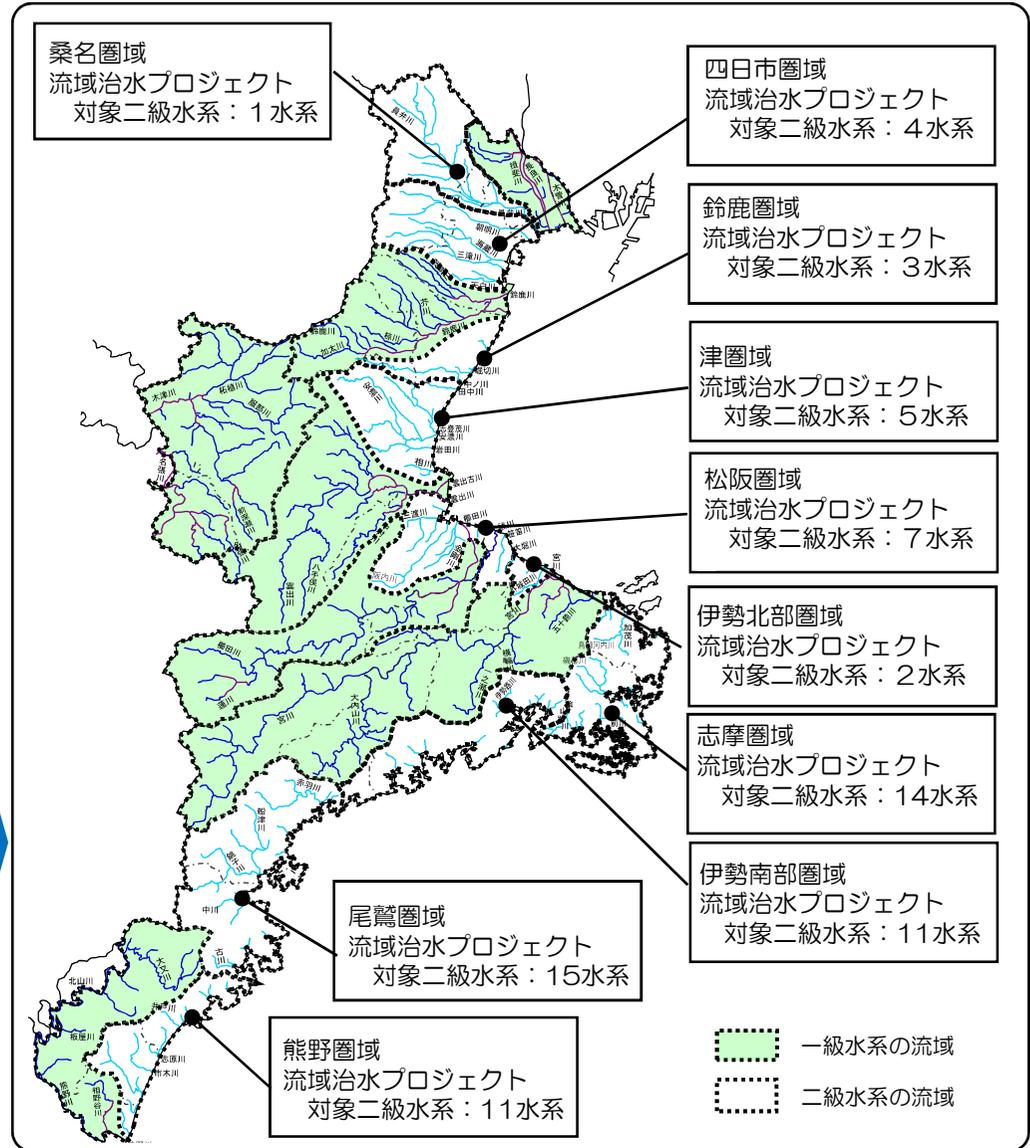
二級水系（73水系）

今回

- 建設事務所単位を基本として、
地域内の複数水系をまとめた
10圏域を設定

※伊賀建設事務所管内は二級水系なし

※伊勢圏域は、伊勢湾と熊野灘に面する
地域を分割（北部・南部）して設定



二級水系における取組方針

- 圏域毎だけではなく、多くの圏域で共通して進める取組を明確化しながらプロジェクトを推進

流域治水プロジェクトの目的

- ① 様々な対策とその実施主体が見える化
- ② 対策のロードマップを示して連携を推進
- ③ あらゆる関係者と協働する体制の構築



今回

二級水系流域治水プロジェクトの策定

- ① 既存の取組（国・県・市町）の整理
- ② 今後の新たな取組の方向性を整理
 - 河川管理者以外の方々との協働や河川区域外での取組みを推進



フォローアップ

今回策定した流域治水プロジェクトは、当面、毎年見直しを行い、取組内容の拡充や具体化を進める

三重県で策定するプロジェクトの特色

(1) 多くの圏域で共通して進める取組

- ① 既存ダムの事前放流  **明確化**
- ② 水田・ため池の貯留機能向上
- ③ 雨水浸透柵の設置
- ④ 道路高架区間等の緊急避難場所としての活用等

特に、今回は②について農林関係者との連携を強化



(2) 各圏域の特性を踏まえて進める取組

- ダムや分水路の整備
- 河口閉塞対策 等

主な取り組み内容（カテゴリー別）

- 特に、河川区域外における河川管理者以外の取り組みについて連携強化を推進

		河川区域内	河川区域外（集水域、氾濫域）
河川 管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防整備等の河川改修 ・ 堆積土砂撤去 ・ 堤防強化 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川観測体制のデジタル化（P. 9） ・ 排水ポンプ車の配備（P. 9） ・ 「みんなでできる、身近な流域治水」の情報発信（P. 10） <p style="text-align: right;">等</p>
河川 管理者 以外	公共	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理者が行う橋梁流出防止対策 <p style="text-align: right;">等</p>	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: right; color: orange; margin-bottom: 0;">—連携強化が重要—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道雨水排水施設、ポンプ場等の整備 ・ 砂防堰堤等の整備、土砂災害警戒区域の指定・発表 ・ 治山ダムの整備、間伐等の森林整備 ・ 都市部の道路における雨水浸透柵の整備（P. 7） ・ 立地適正化計画に基づく防災指針作成促進 ・ 道路高架区間等の緊急避難場所としての活用（P. 7） ・ 緊急輸送道路の整備 ・ 道路アンダーパス部の冠水対策 <p style="text-align: right;">等</p> </div>
	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ダムの事前放流（P. 8） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水田、ため池の貯留機能の向上</u>（P. 5～6） ・ 要配慮者施設における避難確保計画、訓練 <p style="text-align: right;">等</p>

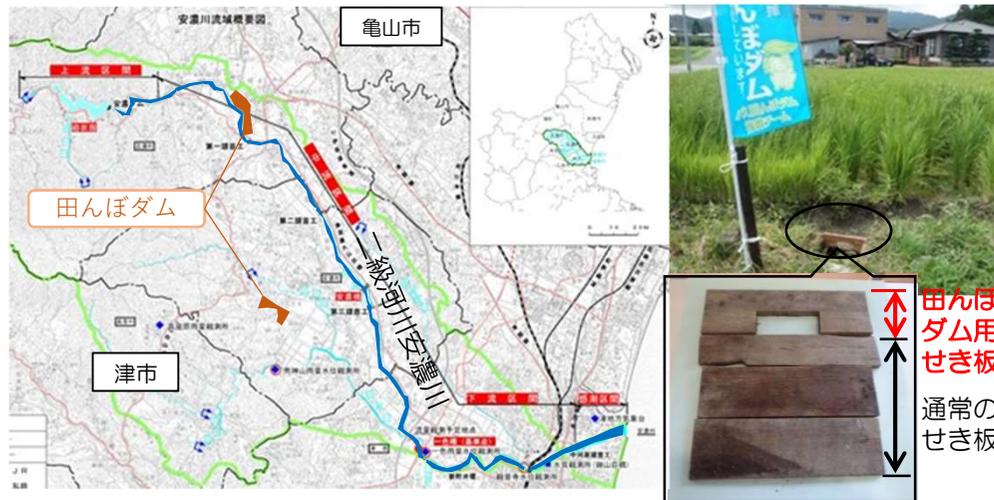
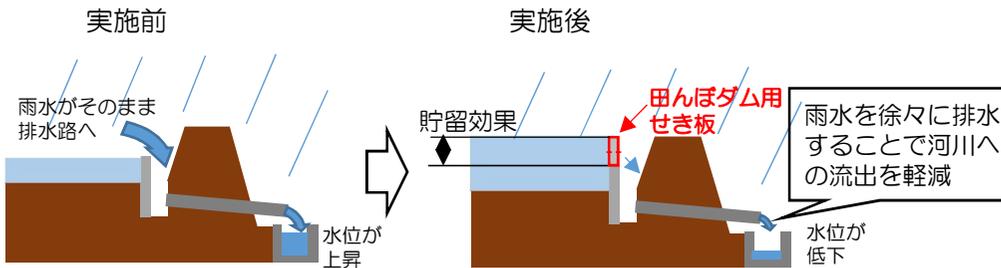
水田の貯留機能の向上

■ 津・松阪圏域で取り組んでいる「田んぼダム」について、他圏域を含めて導入を推進

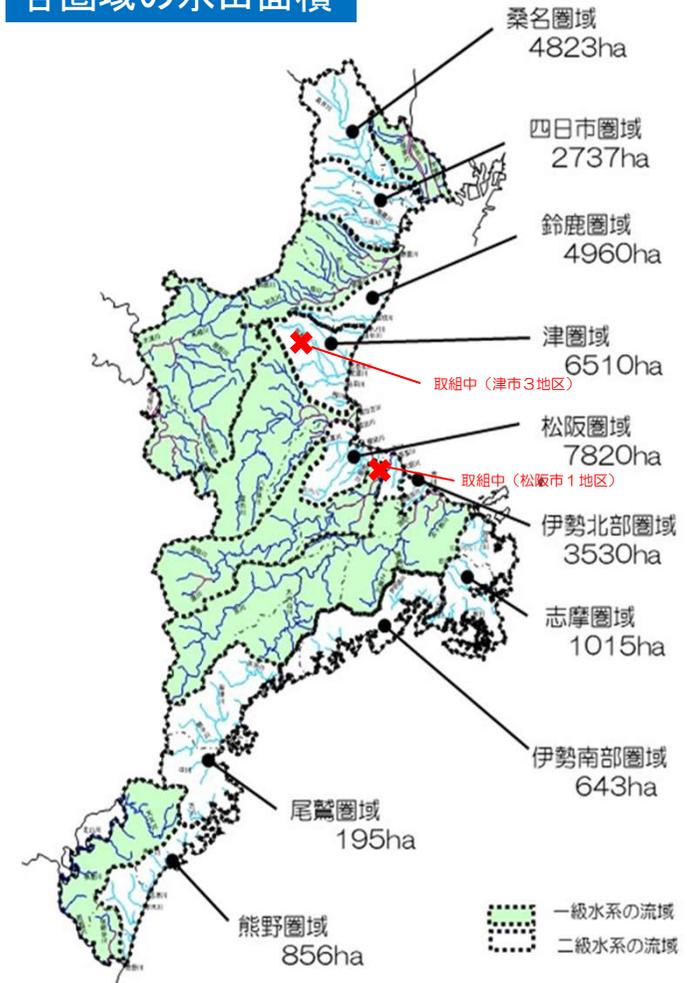
田んぼダム

水田の排水柵に田んぼダム用のせき板を加えることで水田の貯留機能を増強するとともに、ゆっくり排水することで、一度に河川に流れ出す水量を減らす取組

<取組事例:津市(安濃川水系)>



各圏域の水田面積



ため池の貯留機能の向上

■ 津圏域で取り組んでいる「ため池整備等」について、他圏域を含めて導入を推進

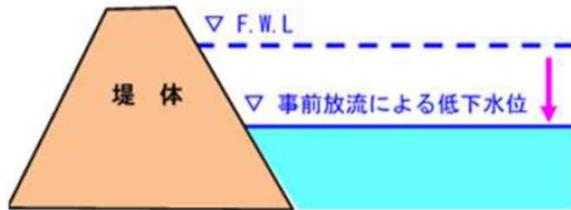
ため池

<取組事例:津市(野田池)>
 農業用水としての利用が減少した「ため池」
 を洪水調整池として活用

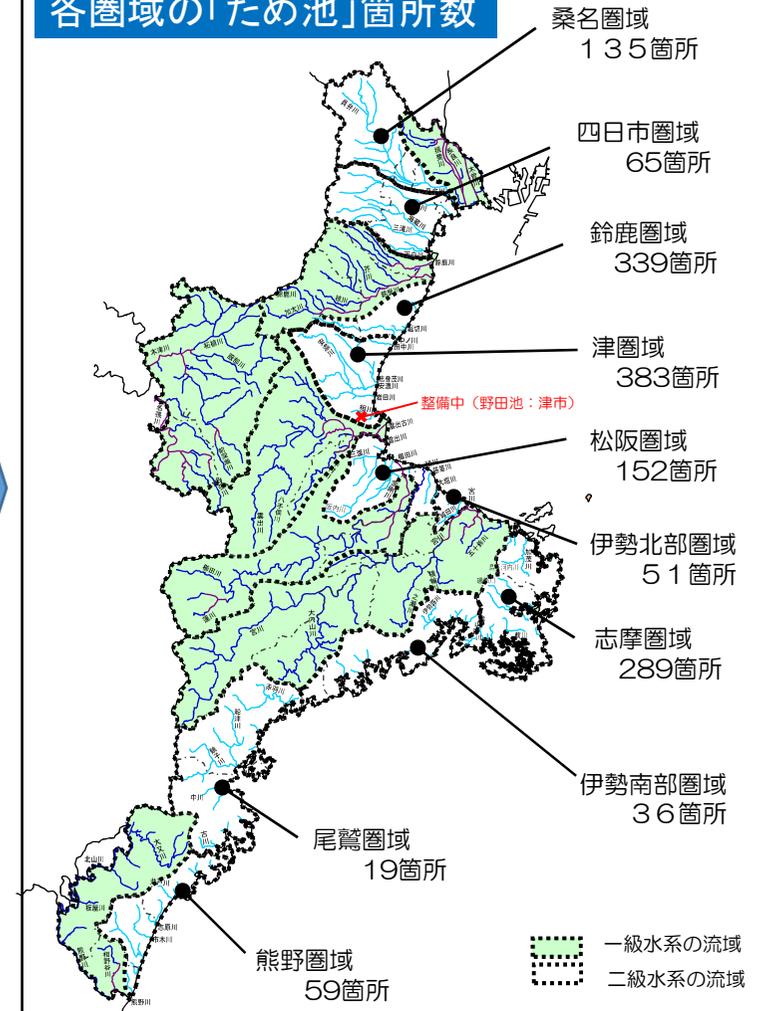


オリフィス樹
の新設

<取組事例:ため池保全サポートセンターみえとの連携>
 台風等の豪雨に備え、農閑期にあらかじめ水位を
 下げておく「時期ごとの貯水位運用」の導入を促進



各圏域の「ため池」箇所数

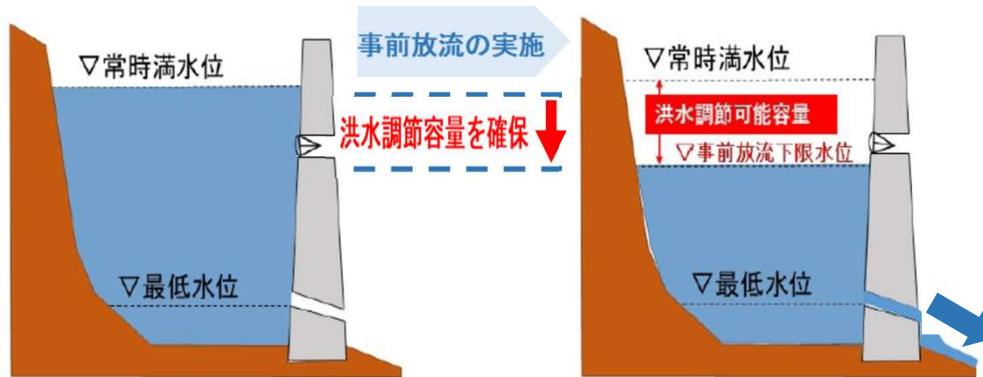


既存ダムの事前放流

■ 治水協定を締結したダムで事前放流を継続

事前放流

ダムの施設能力を上回る洪水の発生が予測される場合に、利水容量として貯留している水を事前に放流し、ダムの洪水調節可能容量の確保を図ります。

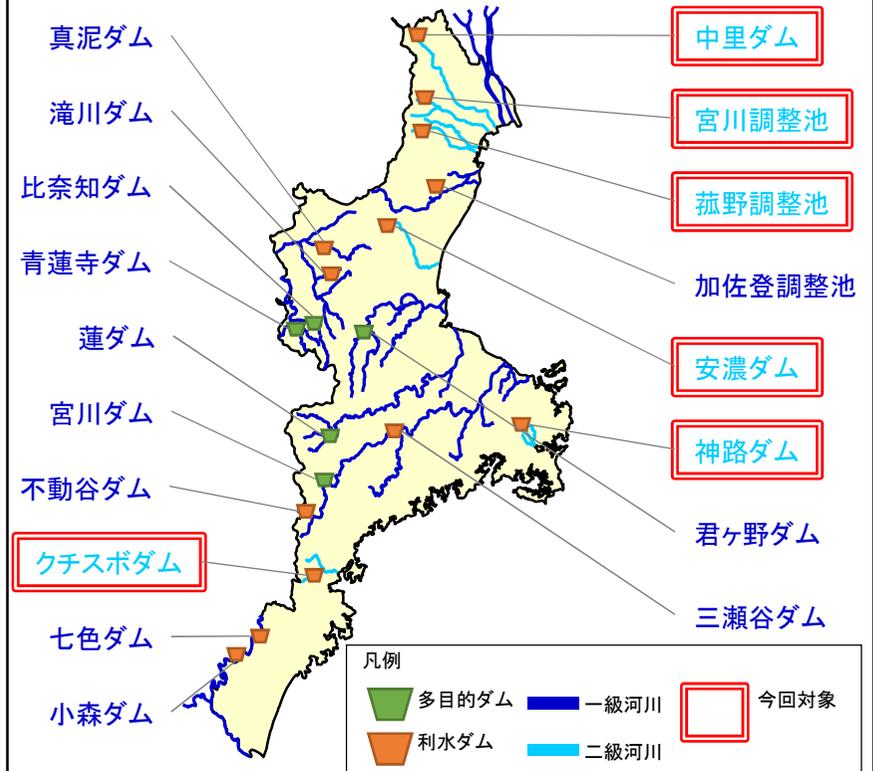


【事前放流の効果】

三重県全体で約7,910万m³
 (東京ドーム64杯分)の
 洪水調節容量を新たに確保

事前放流を実施するダム

12水系18ダムで治水協定を締結
 (一級水系:R2年5月 二級水系:R3年3月)



道路施設を活用した取組

■ 道路施設を活用した取組を全圏域に推進

■ 都市部における雨水浸透柵の整備

気候変動による災害リスクの増加や都市化による雨水の貯留機能低下が課題となっており、雨水の一時的な貯留やゆっくり地下へ浸透させる効果を持つ雨水浸透柵の整備が必要



雨水浸透柵(横浜市)

R3年度：試行導入の開始(伊賀市内県道1箇所)

R4年度：

- ① 試行導入箇所の拡充・検証
(県道津関線(県庁前)等)
- ② グリーンインフラ官民連携プラットフォーム等に
参画する市町と連携し、面的な展開を検討

■ 道路高架区間等の緊急避難場所としての活用

洪水時、より身近で安全な避難ができるよう道路の高架等を緊急避難場所として活用するための整備・運用を推進

< 整備事例：霞4号幹線臨港道路(川越町) >



< 整備事例：熊野尾鷲道路(紀北町) >



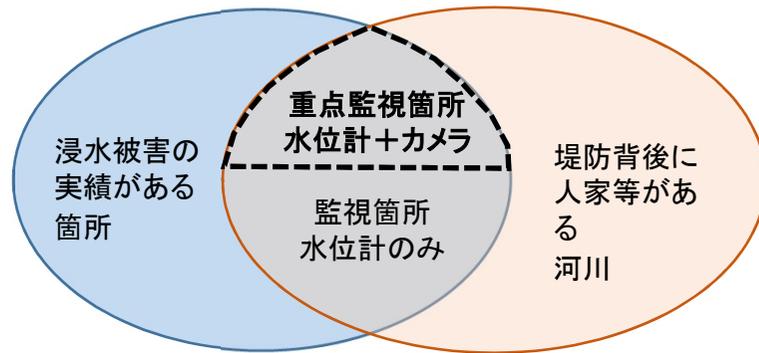
河川管理者の取組

■ 河川観測体制のデジタル化、排水ポンプ車の配備について、全圏域を対象に推進

■ 河川観測体制のデジタル化 (河川区域内)

洪水時の水防活動に必要な情報をリアルタイムで把握するとともに、洪水時の危険性や切迫感を沿川住民に伝え、適切な避難判断を促すため、簡易型河川監視カメラや危機管理水位計の設置を計画的に推進

河川観測機器の設置方針



令和3年度まで: 水位周知河川※で設置を完了(44箇所)

※洪水により相当な損害を生じる恐れがある河川として水防法で指定

令和4年度～: 水位周知河川以外での設置を実施

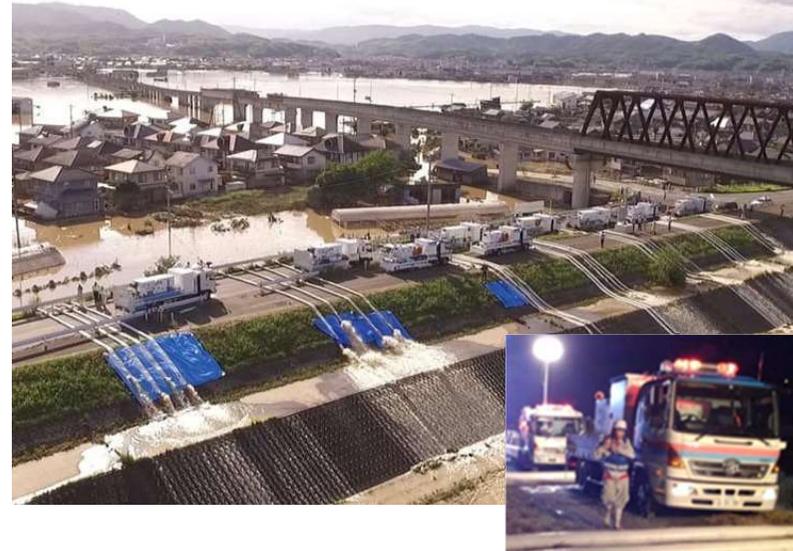
(全281箇所、うち223箇所設置済)

- 当面5年間で設置完了を目指す
- 新たなコントロールルームと連携したシステムを構築

■ 排水ポンプ車の配備 (河川区域外)

台風や集中豪雨等による浸水の排除に、機動的な対応が可能となる排水ポンプ車を新たに導入

排水ポンプ車による活動状況



出展: 中部地方整備局中部技術事務所ホームページ

- 令和4年度内に津建設事務所に配備予定
- 以降、段階的に他の建設事務所への配備を検討

「みんなでできる、身近な流域治水」の情報発信

■ 大雨の時に、家庭でちょっとした心がけが「流域治水」につながることを各圏域でPR

①庭の土や植物も役立っている

庭に土や植物があると降った雨水が一度に流れず、自然に地面にしみこんでいきます。



②雨水をためて庭の水まきに

雨どいから流れ落ちる水をバケツにためておくと、晴れてから庭の水まきや花への水やりなどに利用できます。



③庭にある池にも役割があります

庭にある池にも、雨水をいったんためる役割を持っています。



④大雨の時はお風呂の水を流すのをちょっと待って

特に大雨のときは、お風呂の水を流すのをちょっと待って、ためておくのも工夫のひとつです。





(6)建設業の担い手確保

～地域に必要とされ未来に存続する建設業～

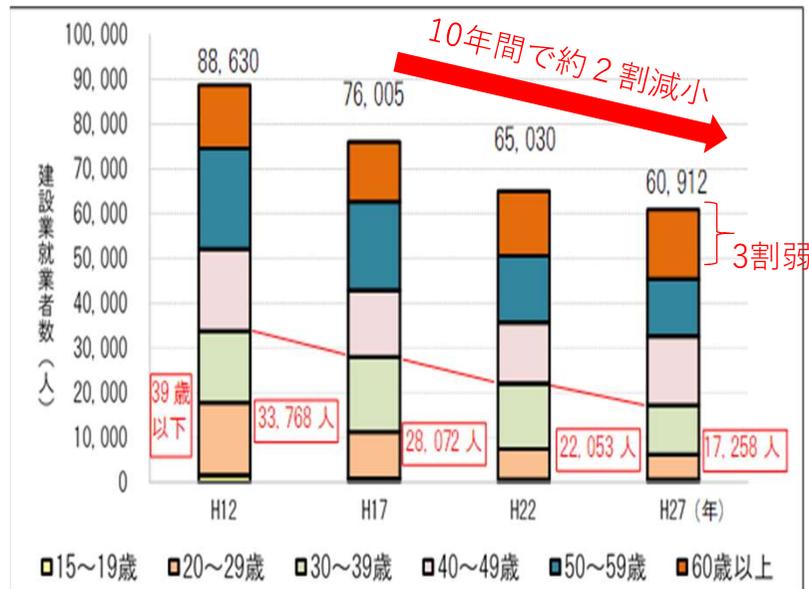
建設業の担い手確保について

少子高齢化によって生産労働人口が減少していく中、建設業の担い手を確保するには、**求人活動**の促進はもとより、建設業の**労働環境改善**（特に若者や女性が活躍しやすい環境整備）、建設現場の**生産性向上**などの働き方改革が急務となっている。

現状

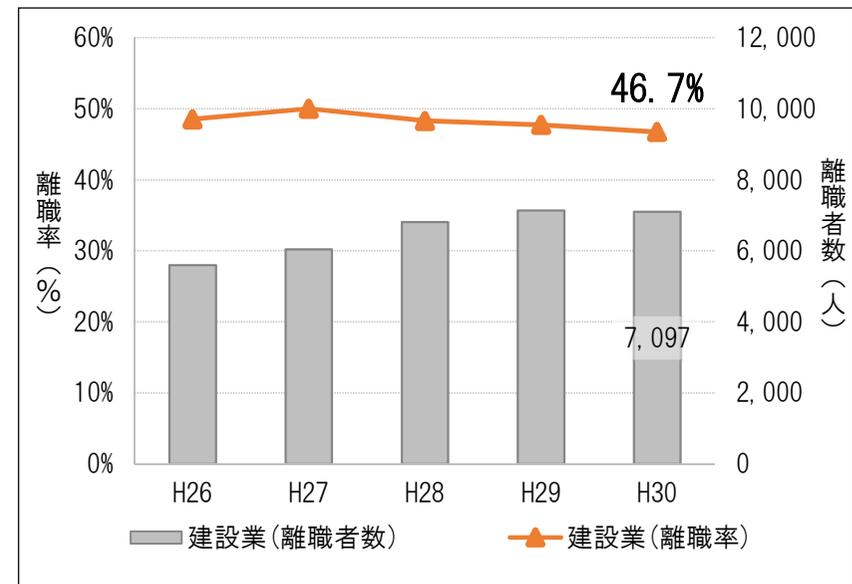
- 県内建設就業人口の減少が深刻（若者の建設業離れと就業者の高齢化）
- 60歳以上**の建設従事者は全体の**3割弱**を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- 建設業の高卒就業者（全国）は、その**約5割弱が3年後**に離職している。

県内建設業就業者数



出典：総務省「国勢調査」

建設業の新規高校卒就業者の3年目までの離職状況



出典：厚生労働省「新規学校卒業就業者・離職状況調査結果」

入職・定着しない原因

<< 若年就業者の主な離職理由 >>

- ①自分がやりたい仕事とは異なる内容だったため
- ②休日・休暇・労働時間の条件が悪かった
- ③賃金の条件が良くなかったため
- ④キャリアアップするため

出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構
第2回若年者の能力開発と職場への定着に関する調査

①建設業への理解

建設業への理解不足による
ミスマッチ。

- ・建設業のやりがいや魅力が伝わっていない。
- ・入職前のイメージと実際の業務とのギャップがある。

②休日の状況

完全週休二日の導入率は
全産業に比べ10%以上低い。



出典：「厚生労働省」就労条件総合調査

②労働時間

県内建設業の年間総実労働時間は全産業に比べ年間300時間以上多い。



出典：三重県「毎月勤労統計調査」

③④技能労働者の処遇

身に着けた能力や経験に応じた処遇が無い。

- ・適切な賃金水準の確保が必要。
- ・キャリアアップをしていく制度が無い。

入職・定着への取組

1. 魅力発信

- ・現場見学会
- ・出前授業
- ・女性技術者と女子学生の交流会など

2. 休日の確保

- ・週休2日制工事の推進

3. 長時間労働是正

(生産性の向上)

- ・施工時期の平準化
- ・ICT活用工事の促進

4. 処遇改善

- ・最新の実勢価格を設計労務単価へ迅速に反映
- ・建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用等

1. 魅力発信

魅力発信①

R3年度の取組結果

SNSやHPの活用や、写真展の開催などにより建設業の魅力を発信。

① SNSによる発信

公式 Twitter はじめました

- 道路の整備や利用に関する情報
- 河川や海岸の防災に関する情報
- 住まい・まちづくりに関する情報
- 日々の業務や建設現場の様子 などをご紹介！

三重県 県土整備部 @mie_kendoseibi

フォローはQRコード、またはTwitter内で「三重県県土整備部」を検索！



② HPによる発信

三重県 Mie Prefectural Government

現在位置: トップページ > まちづくり > 公共事業 > 公共事業総合 > 三重県建設産業活性化プラン > 建設業の魅力発信

担当所属: 県庁の組織一覧 > 県土整備部 > 公共事業運営課

三重県建設産業活性化プラン

- 三重県建設産業活性化プラン（平成24年度から平成27年度）
- 新三重県建設産業活性化プラン（平成28年度から令和元年度）
- 第二次三重県建設産業活

建設業の魅力発信

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保など、重要な役割を担っています。県内各地で活躍する、地域の建設業の魅力を発信していきます。

地域の安全・安心を担う建設業 vol.1

家畜伝染病発生時の緊急対応

令和3年4月13日に津市で豚熱が発生し、県との防疫協定による要請を受けた三重県建設業協会津支部の建設企業（延べ238人）が昼夜を問わず迅速に対応し4月23日に作業を完了しました。



建設業は、いつ、どこで発生してもおかしくない家畜伝染病や災害発生に迅速に対応し、県民の安全・安心を下支えする役割を担っています。防疫対応に携わった建設企業の皆様にご感謝申し上げます。

建設業が地域の守り手としての役割を将来にわたって担えるよう「第三次三重県建設産業活性化プラン」の取組を推進しています。

1. 魅力発信

魅力発信①

③ 写真展による発信



(県庁県民ホール)



(伊勢庁舎)

展示場所

県施設（庁舎）：県庁、桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野

その他：イオン（阿児店）、百五銀行（津駅前支店）

④ 事業効果看板による発信

**防災・減災、国土強靱化のための
5か年加速化対策実施中！**

下水道処理施設の機能停止等を未然に防止するため、地震対策や老朽化対策を進めています

北約流下水道事務所

南部浄化センター
県民14万人の汚水を処理しています！

地震対策
大規模地震の発生リスクが高まる中で、公衆衛生の強化等のため、浄化センター施設の耐震化を実施

老朽化対策
早期に対策が必要な施設の修繕・更新を集中的に実施

南海トラフ地震の発生
設備等の老朽化により機能不全の発生

あと施工アンカーによる躯体補修
コンクリート梁を増厚により補修

防食塗装で腐食したコンクリートを保護
(劣化防食効果)

設備更新で経年劣化による性能低下のリスク軽減
(従来標準)



R4年度の進め方

引き続き、SNSの活用や写真展の開催等により幅広く建設業の魅力を発信します。

R3年度の取組結果

建設業界と連携し**現場見学会、出前授業等の開催**により教育機関（県立高校）へ建設業の魅力を発信。

① 現場見学会



土木系で良い会社をみつけられたらいいな。

【開催校】

- ◎普通科
石薬師、紀南
新四日市四郷、
- ◎工業系
津工業、相可、
伊勢工業 等



- ・普通科3校、工業系高校7校で開催。
- ・建設現場の体験で、建設業の魅力を発信！

② 出前授業・就職説明会



現場を見てみたい！

【開催校】

- ◎普通科
新紀南、新亀山、
飯野



- ・地域の主要産業である建設業について学ぶ機会を新たに2校加え3校で開催

③ 実習授業の充実



はじめから出来上がりまで、見ることが出来て良かった。

【開催校】
◎工業系
嗣久居農林
伊賀白鳳



・工業系高校と建設企業のニーズをマッチングした実習授業の開催

④ 女性技術者交流会



やりがいを感じるのはどんな時ですか？

【開催校】
◎工業系
新四日市工業

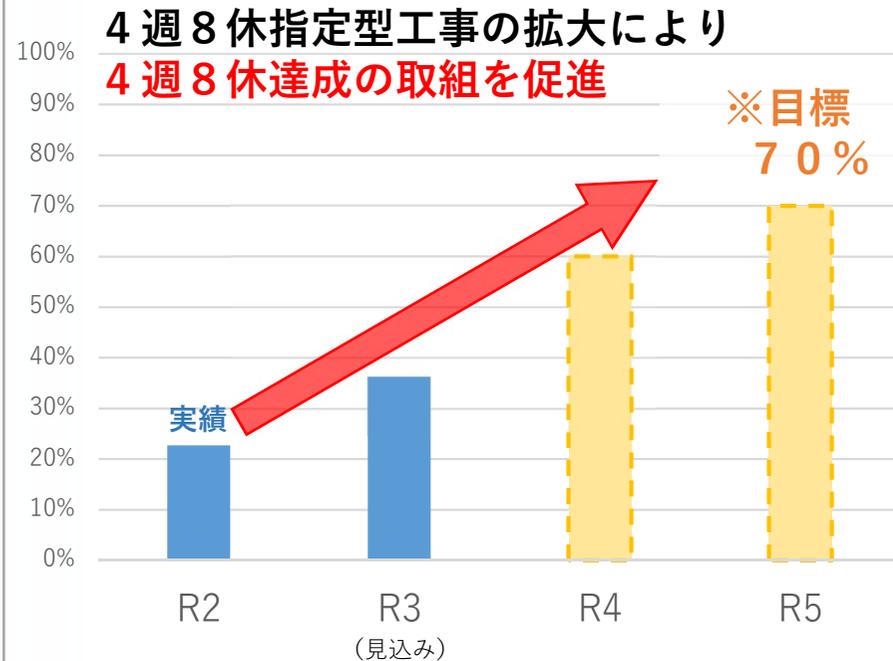


・工業高校の女子学生、建設企業の女性技術者、県職員女性技師によるグループトークを開催。

R4年度の進め方

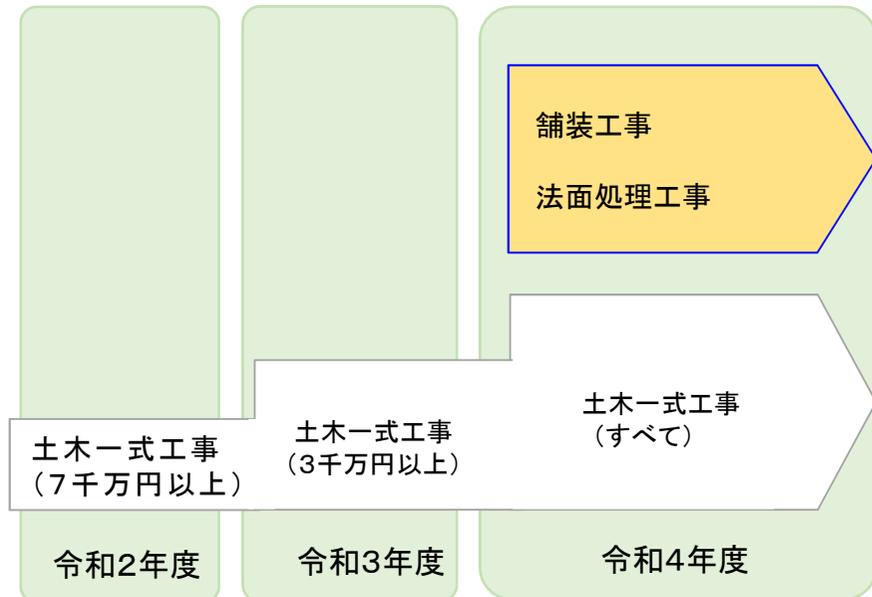
建設業界と連携し出前授業、実習授業等の取組を拡大（私立高校、大学）します。

① 週休二日制工事（4週8休）の達成状況



目標：第3次三重県建設産業活性化プラン
4週8休達成率 = 4週8休達成した工事件数 / 週休二日制工事発注件数

4週8休指定型工事の拡大



② 週休二日制工事の課題

- ① 工事種別にかかわらず4週8休の取組を促進することが必要。
- ② 現場閉所しても他の工事（市町等）で働くなど労働者が休めていない。
- ③ 緊急工事等では週休二日の現場閉所が出来ない。

R4年度の週休二日制工事の進め方

- ① 4週8休指定型工事を土木一式すべて、舗装工事、法面工事へ拡大する。
- ② 県内すべての市町に対して週休二日制工事の導入を促進する。（25市町導入済み）
- ③ 現場閉所を行わなくても労働者が交代で休む「週休二日交代制工事」の導入を検討する。

① ICT活用工事の取組

平成30年度から、建設現場の生産性向上を図るためにICT活用工事を実施

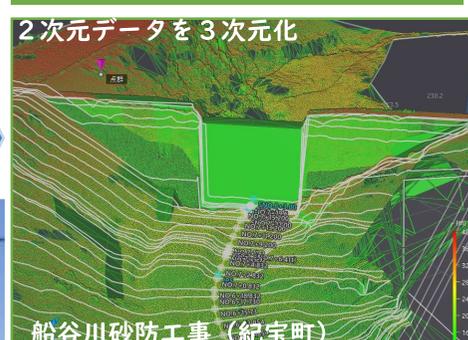
【建設工事の5つのプロセスでICTの活用を促進】

① 3次元起工測量



起工測量の日数を削減

② 3次元設計データの作成



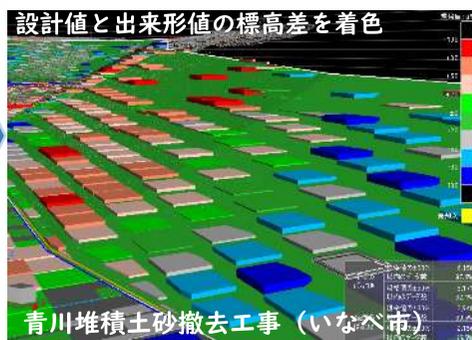
3次元座標を持った設計データ

③ ICT建機による施工



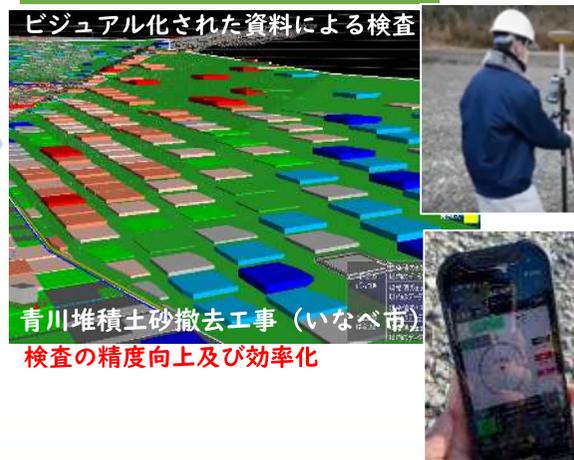
設計データにより施工を自動制御

④ 3次元出来形管理

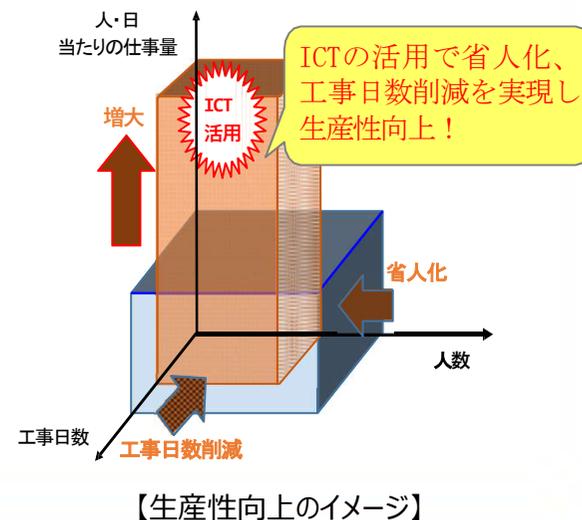


出来形管理資料を自動作成

⑤ 3次元データの納品



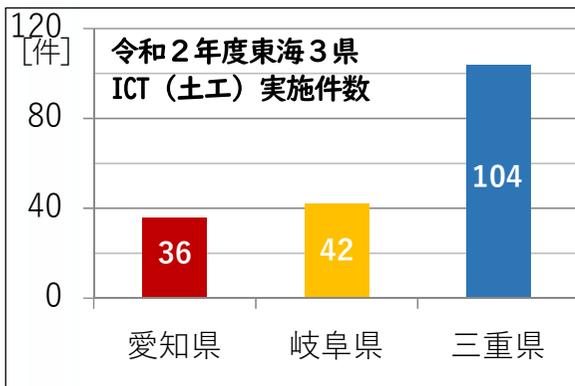
検査の精度向上及び効率化



3. 生産性の向上

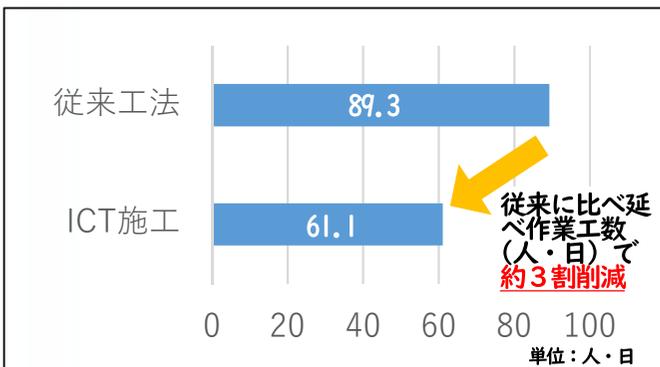
ICT活用工事の促進

② R2年度ICT活用工事（土工）の実績



令和2年度	ICT実施率（※）
三重県	65%
全都道府県・政令市	21%

104件/161件 = 65%
 (※)ICT活用工事の対象として発注された工事の内、ICTを実施した工事の割合



(令和2年度発注工事の受注者アンケート調査より)

③ R3年度ICT対象工事、適用工種の拡大

- 土工の対象工事を拡大
 工事規模 1,000m³以上 ⇒ 500m³以上
- これまでの土工、舗装工に以下の工種を加えて適用工種を拡大
 法面工、地盤改良工、河川浚渫、舗装工（修繕工）、浚渫工（港湾）等

④ ICT活用工事の課題

次の点も踏まえ、引き続きICT実施率の向上に取り組む必要がある。

- ①ICT活用工事を経験した建設企業は、土木一式Aランク業者で約4割に留まっている。
- ②現場条件によっては、県の積算と現場の必要経費に乖離がある。

⑤ ICT活用工事の今後の進め方

- 目標
 令和5年度を目途にICT活用工事(土工)を定着
※ただし、小規模な工事等を除きます。

- 取組方針
 ICT実施率を向上させるため、以下の取組を行う。

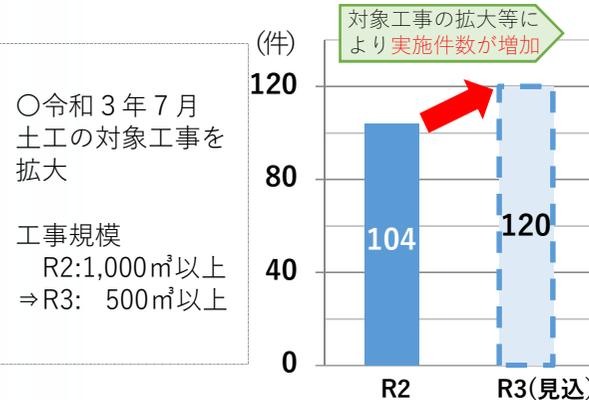
- ①講習会などを通じ、ICT活用による生産性の向上、必要経費の工事価格への反映、工事成績によるインセンティブの付与等について説明し、ICTの活用を促す。
- ②県の積算と現場の必要経費に乖離がある工事の実態を調査・分析し、必要な見直しを行う。

3. 生産性の向上

ICT活用工事の促進

R3年度のICT取組結果

ICT活用工事(土工)実施件数



ICT実施率・企業経験率

	R2	R3 (見込)
ICT(土工) 実施率(※1)	65%	65%
ICT企業 経験率(※2)	44% (93社)	53% (113社)

(※1) ICT活用工事として発注された工事の内、ICTを実施した工事の割合
(※2) 土木一式Aランク業者の内、ICT活用工事を経験した建設企業の割合

講習会の開催

(講習内容)

- ・ ICT活用による生産性の向上の効果
- ・ 必要経費の工事価格への反映
- ・ ICT施工による工事成績評価での加点
- ・ ICT経験企業による施工例の説明

開催日 令和3年9月13日
建設企業向けにWeb開催
参加者 39社 93名
(内ICT未経験企業 17社)



アンケート調査の実施

令和3年度ICT施工を実施した工事を対象に現場の必要経費についてアンケート調査を実施

R4年度のICT活用工事の進め方

適用工種の拡大

構造物工
(橋脚・橋台)
海上地盤改良工
(床掘工・置換工)

土工、舗装工、法面工、地盤改良工、河川浚渫、舗装工(修繕工)、浚渫工(港湾) など

令和3年度

令和4年度

課題への取組

○取組方針

ICT実施率を向上させるため、以下の取組を行う。

- ①引き続き講習会などを通じ、ICT活用による生産性の向上、必要経費の工事価格への反映、工事成績によるインセンティブの付与等について説明し、ICTの活用を促す。
- ②令和3年度のアンケート調査の結果を踏まえ、現場の必要経費の実態を分析し、必要な見直しを行う。

【働き方改革】

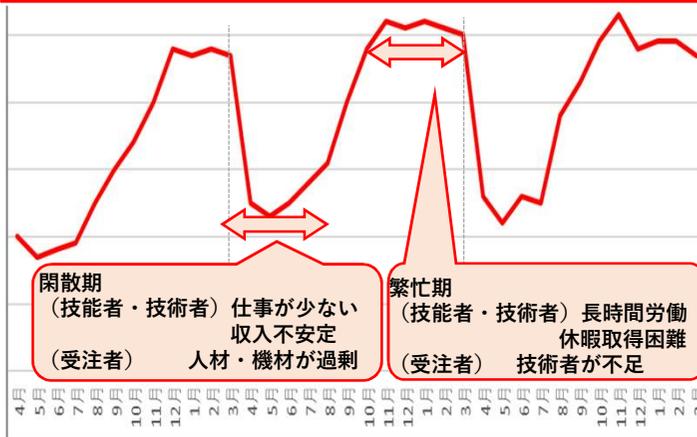
- 建設業が、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けるためには、働き方改革の取組を一段と強化することが必要です。
- 働き方改革を加速するため、**施工時期の平準化**により、長時間労働の是正等を図るとともに、限られた人材・資機材の効率的な活用を促進し、「**生産性向上**」に取り組んでいます。

【担い手3法改正】（令和元年6月）

- 債務負担行為や繰越明許費の活用により
「施工時期の平準化に取り組むことは発注者の責務」 となりました。

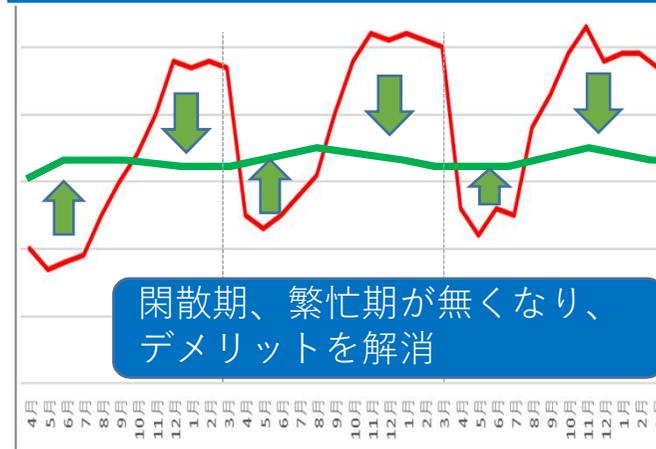
【年間工事量の状況】

現状：時期により**工事量が偏在**



工事量の偏在によるデメリットの解消に取り組む

年間を通じて**工事量を平準化**



平準化により期待される効果

- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（長時間労働の是正、休日の確保等）
- 人材・資機材の実動日数の向上等による経営の健全化等

3. 生産性の向上

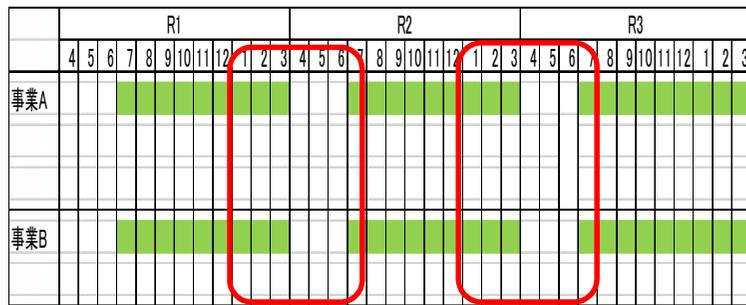
施工時期の平準化

「平準化の促進に向けた取組」 (さ・し・す・せ・そ)

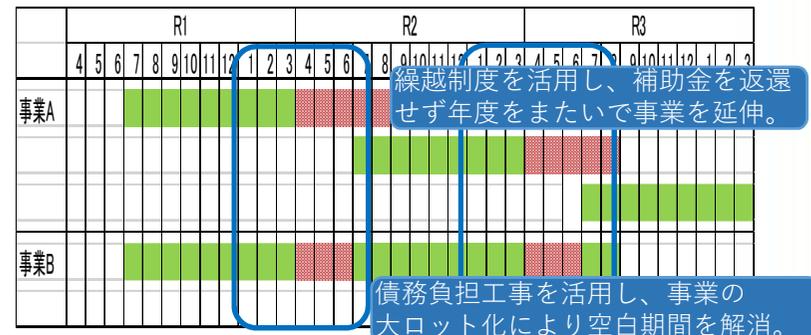
- ㊟ 債務負担行為の活用
- ㊞ 柔軟な工期の設定 (余裕期間制度の活用)
- ㊟ 速やかな繰越手続き
- ㊞ 積算の前倒し
- ㊟ 早期執行のための目標設定

債務負担行為や繰越手続きなどを活用し施工時期の平準化を進めています。

現状：工期が3月末に集中
事業に空白期間が生じている

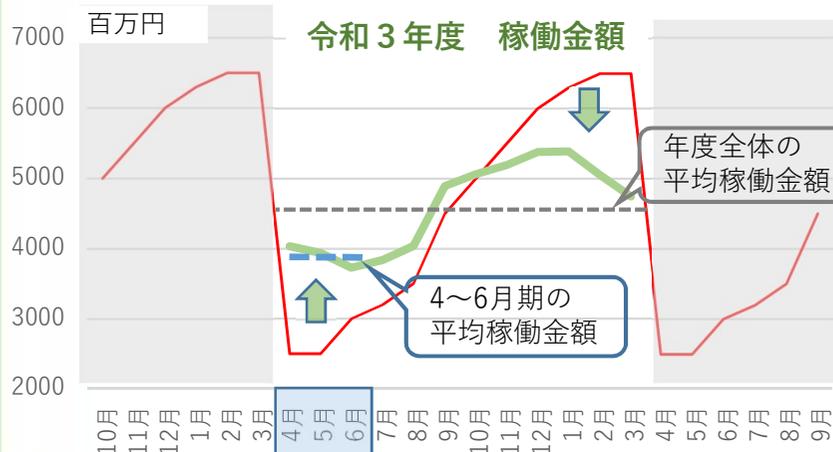


繰越制度、債務負担行為を活用



◎事業の空白期間が無くなり、事業の進捗が図れる。

R3年度の平準化率



平準化率：通常閑散期である4～6月における公共工事の稼働状況

(4～6月期の月あたり平均稼働金額/年度全体の月あたり平均稼働金額) 目標：80%

平準化の促進に向けた取組により令和3年度は平準化率の目標である80%を達成見込み。

R4年度の平準化の進め方

債務負担行為の活用や繰越手続きなどを活用し、引き続き平準化率80%を目標に施工時期の平準化を進めます。

4. 処遇改善

最新の実勢価格を設計労務単価へ迅速に反映

令和4年3月1日から適用する公共工事設計労務単価について

国交省が令和4年3月1日から適用する**最新の実勢価格を反映**した都道府県別の労務単価を公表したことを受け、三重県でも令和4年3月1日から新たな労務単価を適用しています。

労務単価（主要11職種平均）

令和4年3月1日適用 **22,850円**（R3比：+3.0%，H24比：+57.4%）

主要11職種平均（三重県）



職種	R3.3 (円)	R4.3 (円)	対前年度比
特殊作業員	22,700	23,100	+1.8%
普通作業員	19,600	19,900	+1.5%
軽作業員	15,000	15,000	+0.0%
とび工	27,800	28,000	+0.7%
鉄筋工	25,000	26,300	+5.2%
運転手（特殊）	22,900	23,800	+3.9%
運転手（一般）	20,300	21,300	+4.9%
型枠工	25,800	26,000	+0.8%
大工	26,800	28,200	+5.2%
左官	24,400	25,400	+4.1%
交通誘導警備員（A、Bの平均）	13,850	14,350	+3.6%
平均	22,195	22,850	+3.0%

4. 処遇改善

建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用

① 建設キャリアアップシステムとは

業界統一のルールで、就業履歴や保有資格などをICカードを通じ蓄積することで、**技能者の処遇改善**や**技能の研鑽**を図ることを目指すシステムです。

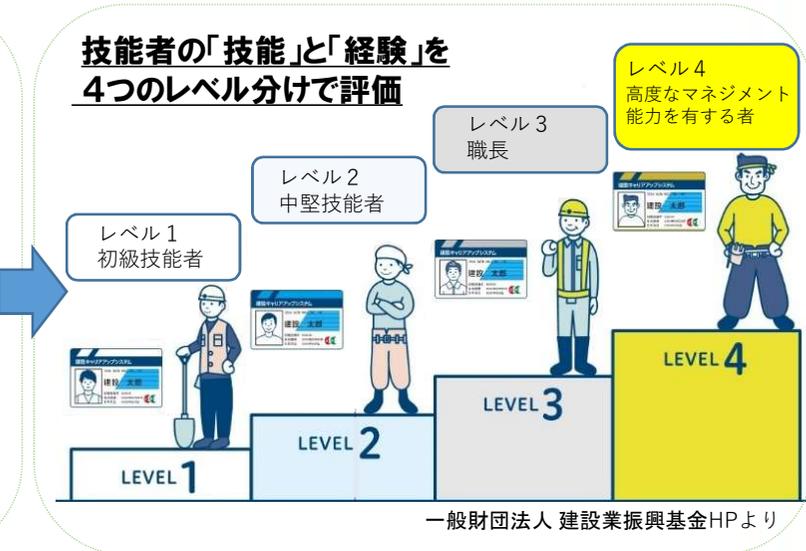
① 事業者・技能者情報の登録



② カード交付、現場での読取



③ レベル分けの評価



② 建設キャリアアップシステム導入のメリット

技能者のメリット



- ・仕事の記録を貯めて実力を証明
- ・技能者が適正に評価されて賃金アップ↑
- ・若い人たちは明確な目標でモチベーションアップ↑

事業者のメリット

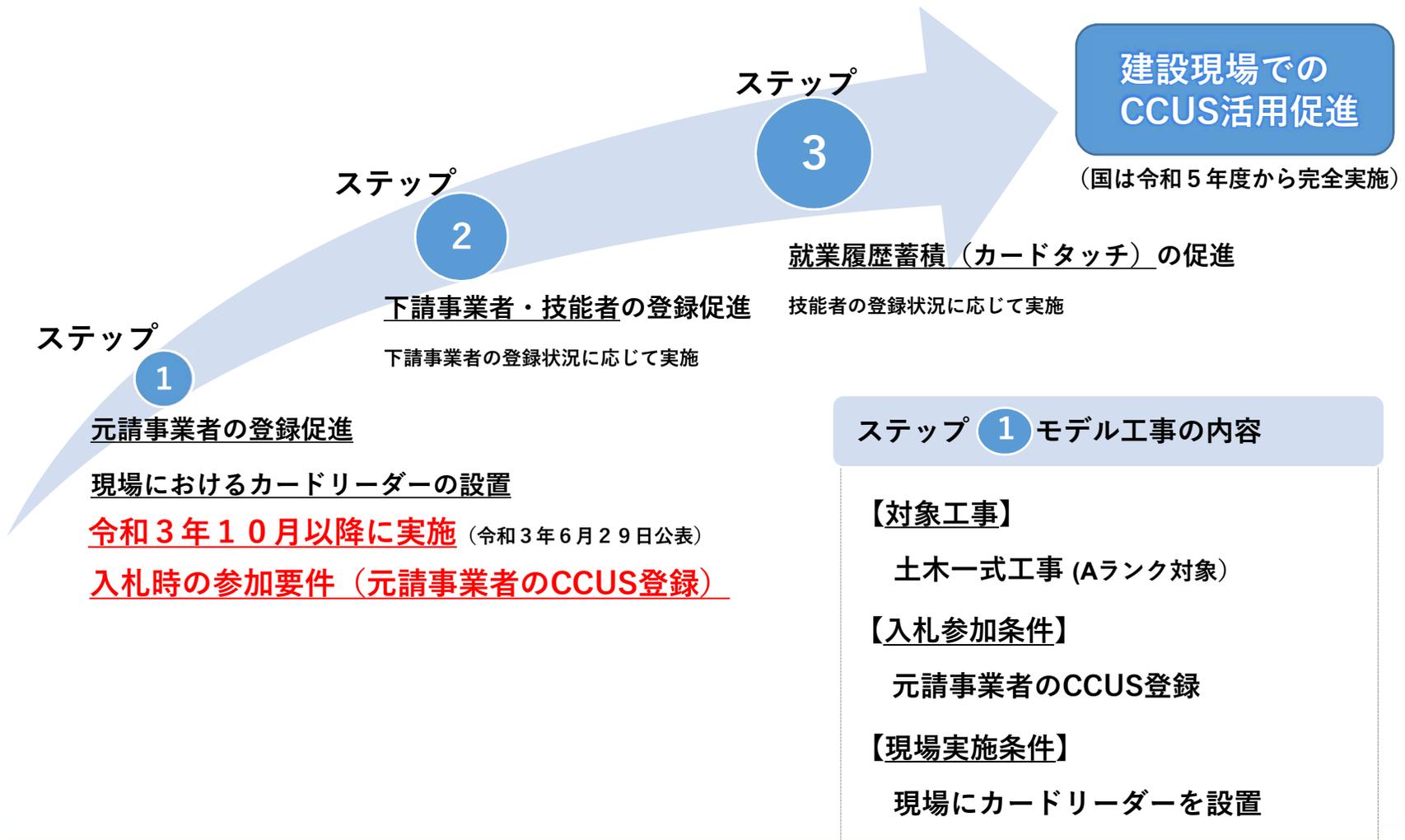


- ・処遇改善により、技能者の入職・定着が進み業界全体の担い手確保が進む
- ・施工体制台帳や社会保険加入状況などの情報を容易に管理することが可能

③ 建設キャリアアップシステムの活用に向けて

CCUS活用促進に向けた取組

本県では、モデル工事を段階的に実施しCCUS活用を促進します。

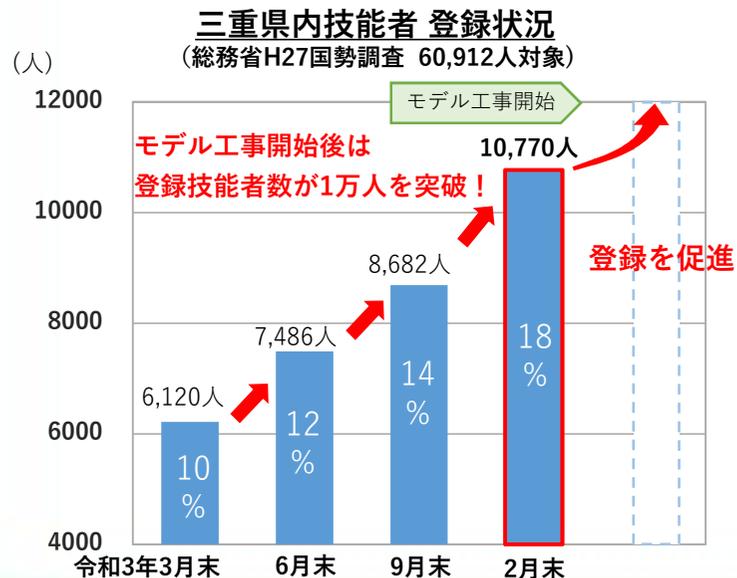
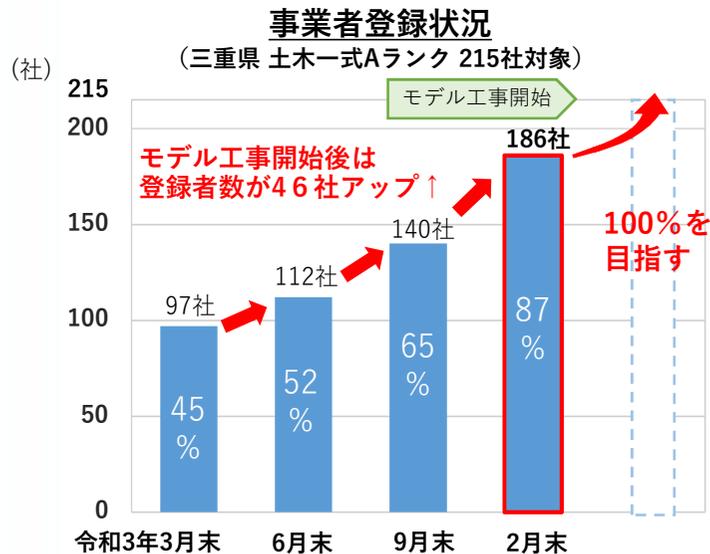


4. 処遇改善

建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用

R3年度の取組結果

ステップ① モデル工事を各建設事務所において発注 (15件公告中を含む)



- **登録事業者数がアップ**
土木一式Aランク
46社 増加
- **登録技能者数がアップ**
1万人を突破



【事業者登録率】

	令和3年9月末	令和4年2月末
全国	21.4%	24.6%
三重県	20.1%	23.7%



R4年度の進め方

県内建設業者の『事業者登録の促進』を図るため、ステップ① モデル工事を拡大します。

【拡大内容】

対象業種：建築一式Aランクを追加
 ランク：土木一式Bランクに拡大
 発注件数：50件程度に増加

建設業の担い手確保の推進における課題と今後の進め方について

① 現状と課題

県内高校から県内建設業への就職者数は、令和3年3月卒業生で237人となっており、近年200人前後で推移しています。

建設業への就職者数を増大させていくには、現在行っている「建設業の魅力発信」や「休日の確保」、「生産性向上」、「処遇改善」に関する取組が、地域の建設業への入職者にどのように評価をされ、就職に繋がっているかを分析・検証しながら進めていく必要があります。

② 今後の進め方

学校基本調査などの統計資料の活用や建設企業及び入職者へのアンケート等を実施することにより、地域の建設業への就職者数等を把握しながら各取組の効果を分析・検証し、より入職に繋がるような取組としていきます。

担い手確保支援チームの設置

建設業の魅力発信の取組を加速させるため、県土整備部を横断した中堅・若手職員で構成する「**担い手確保支援チーム**」を設置します。

◆担い手確保支援チーム設置の背景

県内建設業は就業人口が年々減少しており、とりわけ若手入職者が減少しています。また、全体の約3割が60歳以上であり今後10年で大半が引退するという危機的な状況で、建設業の**担い手確保は待ったなし**です。

担い手確保（若者の入職促進）のためには、昔のままの建設業に対するイメージ（3K、きつい、汚い、危険）を刷新し、今の建設業の姿や向かっている方向（新3K、給与、休暇、希望）などの情報を提供するとともに、普段の生活の中では語られる機会の少ない建設業のやりがいや魅力をしっかりと伝え、**若者の建設業に対する理解の醸成を押し進める必要**があります。

そこで、ターゲットとなる若者に年齢的に近い**中堅・若手職員**で構成する「**担い手確保支援チーム**」を設置し魅力発信を加速させます。

◆チームの構成員

公共事業運営課公共事業運営班長（リーダー）
技術管理課技術管理・DX班長（サブリーダー）
建設業課入札制度班長（サブリーダー）

県土整備部各課の中堅・若手職員

◆具体取組

- ① 現場見学会・出前授業等を業界と連携し開催
- ② 女性の活躍を後押しするため、業界と連携し、女子学生との意見交換や女性技術者交流会を開催
- ③ SNSの活用、事業効果看板による発信、写真展の開催等

(7) 令和3年度包括外部監査結果に対する対応方針

1 令和3年度包括外部監査のテーマ

防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について

2 県土整備部における監査報告数

項目	指摘	意見	合計
Ⅱ ハード対策 海岸 及び ハード対策 港湾	0	(10種類) 57件	(10種類) 57件

※契約ごとに表明された57件の指摘・意見が別表のとおり、10種類に分類されます。

3 主な意見の概要及び対応方針

(1) 個人情報の管理について（24件）

【意見の概要】 健康保険証の写し等の雇用確認書類が簿冊に編てつさされていた。簿冊にこれらの個人情報が含まれる文書が存する場合には、起案文書に個人情報の有無を記載するだけでなく、個人情報が含まれる文書の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。

【対応方針】 個人情報書類の判別については、他部局等とも情報交換しつつ、その実施にあたり効果的かつ負担が少ない方策を探求します。

(2) 契約時提出書類チェックリストの活用について（21件）

【意見の概要】 契約時提出書類のチェックについて、事務所では独自のチェックリストを用いるなどして不備防止に努めていたが、建設業課作成のチェックリストは詳細で網羅的な内容になっているため活用することが望まれる。

【対応方針】 全事務所において、建設業課作成のチェックリストが活用されるよう、周知徹底します。

令和3年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
「Ⅱハード対策 海岸事業」および「Ⅲハード対策 港湾事業」		
【意見：57件】		
① 個人情報の管理について（意見24件）		
<p>健康保険証の写し等雇用確認書類（又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等雇用確認書類）が、県の関係書類のファイルにマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。</p>	<p>個人情報書類の判別については、他部局等とも情報交換しつつ、その実施にあたり効果的かつ負担が少ない方策を探求します。</p>	<p>県土整備部 桑名建設事務所、四日市建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、熊野建設事務所 ※建設業課所管</p>
②個人情報の管理について（意見2件）		
<p>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号についても、今後は健康保険被保険者の被保険者記号・番号等と同様に、マスキング等の措置を講じることも検討されるべきである。</p>	<p>雇用保険被保険者証の被保険者番号の取り扱いについて、検討します。</p>	<p>県土整備部 四日市建設事務所 ※建設業課所管</p>

③	<p>契約時提出書類チェックリストの活用について（意見21件）</p> <p>契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため、監査対象の建設事務所では当該チェックリストは使用せず、独自のチェックリスト等により複数人でチェックをされている。</p> <p>提出書類の不備防止対策としてはチェックリストの利用が有用と考えられるが、建設業課作成のチェックリストは詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。</p> <p>今後は建設業課作成のチェックリストもしくはそれを参考に新たにチェックリストを作成して使用することが望まれる。</p>	<p>全事務所において、建設業課作成のチェックリストが活用されるよう、周知徹底します。</p>	<p>県土整備部 桑名建設事務所、四日市建設事務所、津建設事務所、志摩建設事務所、熊野建設事務所 ※建設業課所管</p>
④	<p>指名競争入札理由書の添付漏れについて（1件）</p> <p>指名競争入札によった場合には、指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が作成され関係書類のファイルに綴じられる。しかし当該事業の関係書類のファイルには指名競争入札を採用した理由書が添付漏れにより綴じられていなかった。必要書類がもれなく綴じられていることをチェックすることが望まれる。</p>	<p>今後は、指名競争入札理由書の添付漏れがないようチェック体制を強化します。</p>	<p>県土整備部 桑名建設事務所</p>
⑤	<p>指名競争入札理由書の記載について（4件）</p> <p>指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。「指名競争入札理由」には当該委託業務は、地方自治法施行令第167条第3号「一般競争入札に付することが不利と認められとき」に該当するため、入札方法を指名競争としたい旨が記載されていた。なぜこの条項に該当するのかという具体的な内容を記載することが望ましい</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、指名競争入札理由については、より具体的な内容を記載します。</p>	<p>県土整備部 桑名建設事務所、津建設事務所 ※建設業課所管</p>

<p>⑥ 技術提案評価結果の保存について（1件）</p> <p>関連書類を確認した結果、当工事は入札に参加した3社のうち1社は辞退した。技術提案評価結果を確認したところ、辞退会社の技術提案評価結果は保管されていたにも関わらず、入札の審査を受けた会社の1社の技術提案評価結果が保存されていなかった。</p> <p>これは、落札決定後に自社の技術提案評価結果を「技術提案評価結果の情報提供申請書」により求められた場合は情報提供として渡しているためである。ただし、技術提案評価結果を紙ベースで渡してもすべてデータで保存しているため、紙ベースの書類が編綴されていなくても、その情報はすべて保存されていることになる。</p> <p>しかしながら、工事の簿冊に所定の書類の編綴が無いということは、紛失したり誰かが故意に持ち出している等誤解を招く恐れがあるので、技術提案評価結果の情報提供を希望した社には写しを渡し、技術提案評価結果の原本は簿冊内に編綴して保存しておくことが望まれる。</p>	<p>技術提案評価結果の原本は、簿冊に編綴のうえ、写しを渡すこととします。</p>	<p>県土整備部 津建設事務所</p>
<p>⑦ 貸与にかかる様式について（1件）</p> <p>業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「借用書」により貸与されている。当該「借用書」は、下段に返納書欄が設けられているが、返却時に返納確認欄への記載が行われておらず、返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。</p> <p>このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いる、など、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>業務委託における貸与品の貸出・返却に関する取扱いを明確にするため、「貸与品借用書」「貸与品返納書」の様式を定めます。</p>	<p>県土整備部 伊勢建設事務所 ※技術管理課所管</p>
<p>⑧ チェックリストの記載について（1件）</p> <p>契約時のほか、業務上必要な手続きの漏れを防止するために利用されている建設業課作成のチェックリストによるチェック実施状況を確認したところ、一部の項目についてチェックリストへの記載が行われていなかった。</p> <p>県の担当者によると、単純な記載漏れであり各チェック項目の確認作業は行われた旨の回答を得たが、今後は適切なチェックリストの使用が望まれる。</p>	<p>今後は、適切にチェックリストを使用します。</p>	<p>県土整備部 志摩建設事務所</p>

⑨ 工事打合せ簿の日付誤りについて（1件）		
工事打合せ簿に記載された年月が令和2年9月30日と記すべきところ令和2年9月31日と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。	日付け誤りについては、訂正するとともに、チェック体制を見直します。	県土整備部 熊野建設事務所
⑩ 工程管理について（1件）		
防波堤応急復旧工事において、（その1）と（その2）で別々の製作ヤードにおいて消波ブロックを製作することになっていた。しかしながら契約直後、岸壁背後に沈下等が発見され作業時の安全性が確保できないことが懸念されたため、同じ製作ヤードを使用することとなった。その結果（その2）においては、工期の始期が大幅に遅れることとなった。また、製作ヤードの変更による工期の遅延が予想されているにもかかわらず、工期の変更に関する変更契約は締結されていない。 （その1）については、工期の延長もなく、設計変更の対象としないことに理解はできるが、（その2）について、たとえ受注者から工期の延長変更の請求がなかったとしても、工期内の完成が事実上困難と判断され、工期が大幅に遅延することが判明した段階で、工期の変更について協議し、変更契約を締結することが望ましかったと思われる。	工期が大幅に遅延することが判明した段階で、受注者と協議し変更契約を締結します。	県土整備部 熊野建設事務所

(8) 審議会等の審議状況について（令和3年11月22日～令和4年2月16日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和3年11月24日
3 委員	委員長 酒井 俊典 副委員長 岡 良浩 委員 小菅 まみ 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・河川総合開発事業（烏羽河内ダム建設事業） 公共事業事後評価実施事業 ・道路事業（国道422号 八知山拡幅）
5 調査審議結果	・再評価実施事業について、事業の継続が了承された。 ・事後評価実施事業について、事業の評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和4年2月8日
3 委員	委員長 酒井 俊典 副委員長 岡 良浩 委員 三島 正人 他4名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和3年度に開催された委員会における再評価及び事後評価の結果に対して、今後の対応方針を報告した。
6 備考	公共事業再評価実施事業 4事業 ・道路2事業、河川総合開発1事業、港湾海岸高潮対策1事業 公共事業事後評価実施事業 1事業 ・道路1事業

審議会等の審議状況について（令和3年11月22日～令和4年2月16日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会
2 開催年月日	令和4年2月2日
3 委員	会長 関 俊一 委員 海野 聡美 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県の屋外広告物行政の現状および屋外広告物事務の権限移譲、周知活動について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県景観審議会
2 開催年月日	令和4年2月9日
3 委員	会長 増井 正哉 委員 岡田 博明 他8名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	景観法に基づく届出にかかる審査状況および三重県公共事業等景観形成ガイドラインの一部見直しについて報告した。
6 備考	